

**TRAFFIC**

the wildlife trade monitoring network

2020年6月

# CROSSING THE RED LINE

日本のエキゾチックペット取引

北出 智美、成瀬 唯

# TRAFFIC REPORT CROSSING THE RED LINE

TRAFFIC is a leading non-governmental organisation working globally on trade in wild animals and plants in the context of both biodiversity conservation and sustainable development.

Reproduction of material appearing in this report requires written permission from the publisher.

The designations of geographical entities in this publication, and the presentation of the material, do not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of TRAFFIC or its supporting organisations concerning the legal status of any country, territory, or area, or of its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.

This report was made possible with support from WWF Japan.

## SUGGESTED CITATION

Suggested citation: Kitade, T. and Naruse, Y. (2020). *Crossing the red line: Japan's exotic pet trade*. TRAFFIC, Japan Office, Tokyo, Japan.

## CONTRIBUTING ORGANISATIONS

WWF Japan



ISBN NO: 978-4-915613-37-1

## PUBLISHED BY:

Japan Office, Tokyo, Japan

© TRAFFIC 2020. Copyright of material published in this report is vested in TRAFFIC.

UK Registered Charity No. 1076722

## DESIGN

Marcus Cornthwaite

本報告書は『CROSSING THE RED LINE : Japan's exotic pet trade』を翻訳したものです。無断転載をお断り致します。転載ご希望の際には TRAFFIC ジャパンオフィスまでご一報ください。

# 謝辞

報告書はTRAFFICネットワークおよびWWFジャパンの同僚をはじめとする多くの方々の支援により完成しました。何よりもまず、草稿を仕上げるのに欠かせない貴重な意見をくださった、James Compton氏、Wilson Lau氏、Ling Xu氏、Linda Chou氏、Katalin Kecse-Nagy氏、Willow Outhwaite氏、David Newton氏、Serene Chng氏、東梅貞義氏、安村茂樹氏、浅川陽子氏、小田倫子氏、ならびに西野亮子氏に心よりお礼申し上げます。また、実務を支援いただいた三間淳吉氏と若尾慶子氏、および報告書の完成に尽力いただいたRichard Thomas氏とMarcus Cornthwaite氏に心から感謝します。末筆ながら、専門的な知識、特に、日本の法執行の歴史的問題と現行の問題の双方を理解するために不可欠な知見を提供くださった、日本税関、福原秀一郎警部（警視庁）、坂元雅行氏（NPO法人トラ・ゾウ保護基金事務局長）、田中良弘博士（新潟大学）、東さちこ氏（PEACE代表）、およびその他の関係者の皆さまに心から謝意を表します。本報告書の作成は、WWFジャパンの支援を受けて作成されました。

# 略語一覧

CITES	ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）
COVID-19	新型コロナウイルス感染症
IUCN	国際自然保護連合
TWIX	野生生物取引に係わる情報交換プラットフォーム
ROUTES	絶滅のおそれのある種の違法な輸送削減に関する取り組み
外為法	外国為替及び外国貿易法
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
種の保存法	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
動物愛護管理法	動物の愛護及び管理に関する法律
香港	香港特別行政区

# 目次

page 1

## はじめに

結果概要

要旨

提言

背景と目的

法令

手法

page 21

## 結果

輸入差止

法執行と司法の対応

海外で報告された日本への密輸

日本からの違法輸出

page 43

## 考察

日本税関による差止

違法取引のパターン

法執行上の課題

page 49

## 結論

page 54

## 付録

参考文献

付表 I

付表 II

写真クレジット



# 結果概要

## 日本税関による差止

**78**件

1,161匹のワシントン条約対象種が2007年から2018年の間に輸入時に差し止められた



**13**の国と地域

が、輸出元として特定。タイ、中国本土、香港が主要な輸出国であった

2014年から2018年にかけての差止品の推定市場価格は**5,410万～1億2,560万円**に達した

## 分類群と輸送形態



**71%**

の差止個体が  
**爬虫類**



**19%**

の差止個体が  
**哺乳類**



**6%**

の差止個体が  
**鳥類**

**65%**

の差止は旅客機  
による輸送



**185**匹  
サル目

+ **10**匹  
コウモリ

感染症法で  
**輸入禁止**



## 日本における法執行の結果と判決



少なくとも

**18**名

の被告人が2007年以降  
合計12の密輸事件に関  
与し起訴

少なくとも4名

の被告人が、日本または海外で  
別の野生生物犯罪に関与

わずか3名

が執行猶予無しの宣告刑

刑罰は最大で

懲役1年10カ月および

**80**万円の罰金

## 日本に向けた密輸の海外での押収と、 日本からの違法輸出

2007年以降、少なく  
とも28件の密輸で、  
1,207匹が押収され、

うち少なくとも

**500**匹はワシントン条約非掲載種

少なくとも4名の日本人が複数の国で密輸を繰り返し逮捕されていた

最大で

**461**匹

の日本固有の爬虫類と両生類  
が、2015年以降に発生した  
3件の密輸で押収された

# 要加





# 要旨

日本は長年エキゾチックペットの消費大国のひとつに位置付けられ (Auliya *et al.*, 2016)、国内ではスローロリスや、フクロウ、ニシキヘビをはじめ何百もの絶滅のおそれのある種が売買され (Wakao *et al.*, 2018)、一般家庭で飼育されている。日本での需要は継続的に国際的なエキゾチックペット取引の推進力になっているが、爬虫類やカワウソ類の取引に関する近年の調査からは、密輸押収事例および国内市場でのロンダリングの問題が指摘され、日本が関わる違法取引として注目が集まっている (Gomez and Bouhuys, 2018; Wakao *et al.*, 2018; Kitade and Naruse, 2018; Nijman and Stoner, 2014; Wakao, 2018)。

これらの先行調査は、特定の種や分類群の調査を通じて警鐘を鳴らしてきたが、より包括的な視座からの押収および法執行状況の評価はこれまでに実施されておらず、多くの懸念の声が上がるなか問題解決に向けた明確な方向性は示されてこなかった。本調査の目的は、この欠けている全体像を把握することにある。

本調査では、日本税関により2007年から2018年

の間に記録された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下、ワシントン条約) 掲載種の包括的な輸入差止実績を主な情報源とし、データ収集および分析を行った。近年の差止規模と傾向を把握するため、2014から2018年の記録については、日本の合法市場価格を用いて(事実上、差止記録上のすべての種が国内で合法に販売できることから)、価格の推定を行った。また、日本国内で警察の捜査によって摘発された密輸事件に関しては、日本のメディア報道から収集した。次に、公開情報を用いて、特定された事件の摘発から判決に至るまでの一連の法執行の対応を調べた。さらに、海外で摘発された密輸事件のうち、日本が推定目的地とされるもの、および日本人が関与したものを把握するため海外のメディア報道を参照した。これらに加え、エキゾチックペット違法取引のホットスポットとしての日本の新たな役割を把握するために、日本からの違法輸出に関する事件情報もメディア報道から収集した。

本報告書は、押収に関するデータ、および法執行と司法の対応に関する幾分不完全な情報に依拠している。こうしたデータの限界を考慮しつつも、調査により以下の重要な点が明らかになった。



# 日本税関による 輸入差止記録

## 輸入差止件数

合計78件、1,161匹のエキゾチックペットとして利用されるワシントン条約対象種の差止が日本税関によって2007年から2018年の間に報告された。2008年以降の差止は年間10件を下回った。日本のような主要消費国にとって、この数は比較的少ないものと考えられる。

## 小規模な差止

差止1件あたりの個体数が5匹以下の小規模な差止が過半数（54%）を占めた。しかし、1件あたりの推定価格は平均して150～360万円と高額な金銭的価値を伴った。

## 推定市場価格

2014年から2018年までに差止められた個体の合計推定価格は、5,410万～1億2,560万円に達した。この数字は、エキゾチックペットを日本へ密輸することにより実際に生み出されている犯罪収益のごく一部であると考えられる。

## ワシントン条約附属書

附属書II掲載種が差止個体の91%を占めた。爬虫類が71%を占め、哺乳類19%、鳥類6%が続いた。哺乳類の中には、感染症法により輸入が禁止されている霊長類およびコウモリが含まれていた。他の分類群（すなわち、クモ類、昆虫、両生類、および魚類）の差止はまれであった。

## 輸出国・地域

13の国・地域が差止個体の直接の輸出国として特定され、東南アジアが全体の55%を占め、東アジアの36%が続いた。タイおよび中国本土、続いてインドネシアおよび香港が、日本への主要な輸出国であった。

## 輸送手段

差止の65%は旅客機（旅客の所持品・荷物）による輸送で、国際郵便24%、航空貨物8%、クルーズ船3%が続いた。差止場所は、大都市圏（首都圏東京および大阪）の主要な国際空港と国際郵便局に集中していた。海上輸送を利用した輸入の唯一の差止は、沖縄で報告されたクルーズ船を利用したものであった。

# 日本での法執行および 司法の対応のレビュー

## 税関による告発

2012年から2018年までに税関が犯則調査を行った25件のうち、少なくとも8件において容疑者が刑事告発された。この件数は限定的であるが、関税法では情状が懲役刑に処すべきものではないとされる場合に、刑事告発ではなく通告処分（罰金）で処理されることを踏まえると、日本において生きた動物の密輸が重大な犯罪として扱われるようになったことがうかがえる。

## 起訴

日本で2007年以降に発生したエキゾチックペット密輸事件12件において、少なくとも合計18名の被告人が起訴され、うち8件は2017年以降に発生した事件であった。8件（12名）は税関による摘発、その他4件（6名）は国内市場における密輸個体のロンダリングを主に調査していた警察の捜査により発覚した。多くは関税法違反によるものであった。

## 被告人

被告人は全員日本人であり、実際に密輸・販売に関与した人物に限られ、少なくとも4名が日本国内のペットショップ経営者である（あった）。また、被告人のうち少なくとも4名は、日本または海外で別の野生生物犯罪に関与していたことが分かっており、こうした悪質な犯罪に対して、現行の刑事司法の対応では抑止力が不十分であることが示唆された。

## 有罪判決

有罪率は高く、結果が分かっている10件に関わる14名の被告人すべてが有罪判決を受けた。しかし、執行猶予なしの判決を受けたのは3名のみで、懲役1年10カ月と罰金80万円が最も重い判決であった。8名の被告人には、平均47万8千円の罰金が科された。

# 日本が密輸の目的地であったとみられる 海外で報告された事件

## 海外での密輸事件に関するメディア報道

報道からは、**少なくとも28件、合計1,207匹**が確認され、日本税関の差止記録では特定されていない地域（オーストラリア、南アフリカ、アルゼンチン、ベネズエラなど）で日本人が密輸に関与していたほか、少なくとも500匹のワシントン条約非掲載種（例：オーストラリア固有種の爬虫類、南米の昆虫）が押収されていることが明らかになった。

## 複数回の逮捕

少なくとも**4名の日本人が複数の国で密輸を繰り返し逮捕**されていたことから、容疑者の一定数は密輸業に特化していたと考えられる。一方、近年若い日本人が逮捕されていることは、密輸の運び屋として若者を利用する組織化された犯罪ネットワークの存在を示唆している。

# 日本からの違法輸出

## 違法輸出に関するメディア報道

報道から特定できた事件は8件にとどまった。しかし、**2015年以降に報道されたもののうち3件だけで、合計で最大461匹の日本固有の爬虫類・両生類**が密輸の対象とされたことが明らかになった。

総括すると、押収記録の分析から、国際的なエキゾチックペットの違法取引における日本の動向、特にアジア地域からの密輸目的地としての日本の役割が明確に示された。日本に向けた違法取引ルートが地理的に広範囲に及ぶことに加え、ワシントン条約掲載種のみならず日本の固有種や生息国で保護されている非掲載種の違法取引が確認されたことは、取引の複雑さを明らかにすると同時に、地域および国際レベルでの協力の必要性を強調した。調査結果からはさらに、日本における一連の法執行の対応が十分な抑止力を持っていないと考えられる背景に、水際での少ない差止にはじまり、全体的に軽い刑罰に見られるように、執行機関での問題認識および財源・人的資源の不足がボトルネックになっているこ

とが見えてきた。

これらの課題解決には、市民社会の協力のもと国家間・関係当局間の連携体制を構築し、国レベルで取り組みを強化することが求められる。最後に、現行法のもとでは税関による水際での取り締まりさえすり抜ければ、密輸個体を合法市場でロンダリングできてしまう現状を踏まえ、本調査が収集した押収記録が、日本のエキゾチックペット市場に向けた実際の密輸のほんの一部に過ぎないことを意識することが肝要である。今後こうしたロンダリングの問題に対処するため、法制度のレビューおよび関連セクターによる自主的な対策が望まれる。本調査の結果に基づくTRAFFICの提言を次頁以降に提示する。





# 提言



1

提言：

## 国際および地域レベルの法執行協力

日本および国際的なエキゾチックペットの違法取引により影響を受けている国・地域、特にアジア地域の法執行機関は以下を行うべきである：

- ✓ エキゾチックペットの違法取引撲滅に向け、新たなあるいは既存の二国間・多国間の枠組みを構築・発展させ、**国家間の執行協力体制を強化すること**
- ✓ 情報交換と協力を円滑に行うため、欧州およびアフリカ地域で導入されている「野生生物取引に係わる情報交換プラットフォーム（Trade in Wildlife Information eXchanges：TWIXs）」と類似するツールの開発をアジアにおいても検討すること

2

提言：

## 日本での法執行

日本政府は以下を行うべきである：

- ✓ 現状評価、キャパシティアセスメント、対話、合同研修などを通じて**関係当局間の法執行協力体制を構築する**とともに、タスクフォースを立ち上げエキゾチックペット違法取引を含む野生生物犯罪に対処するための国家行動計画を策定し、実行すること
- ✓ 法執行機関による野生生物の違法取引の摘発、種の識別、捜査、および円滑な司法プロセスを支援するため、専門家、NGOおよび関連セクター（例：輸送、金融、オンライン、および野生生物取扱事業者）などの**市民社会を動員し**、正式な協力体制に組み込むこと
- ✓ キャパシティアセスメントに基づき、執行機関に**十分な人的資源および財源を割り当て**、国内および国際連携を通じた野生生物の違法取引に対する刑事司法の対応が一層効果的になるようにすること



提言：

## 日本での法執行

日本の法執行機関（税関と警察）は以下を行うべきである：

- ✓ 野生生物の違法取引に関する職員の問題認識および、摘発・調査能力を高めるため、協力体制強化に向けた当局間の対話や合同研修を含む**さらなる能力開発を実施すること**
- ✓ 密輸のルートになりやすい場所や現在対応が不十分と考えられる輸送手段に重点を置いた**税関のキャパシティアセスメントを実施し**、新たな財源・人的資源の配置および摘発を後押しする技術の導入を進めること
- ✓ 刑事司法対応の妨げとなっている、関税法の抜け穴を利用した**国際郵便による密輸に対抗する**ための施策（他の法律を適用するなど）を確立すること
- ✓ エキゾチックペットおよびその他の野生生物の違法取引に関与する**犯罪ネットワークの取り締まり能力を高める**ため、プロファイリングや情報活動に基づく監視、金融捜査、ならびに該当する場合は犯罪収益の没収のための告発といったアプローチを最大限に活用すること
- ✓ 一般市民が違法取引の傾向と裁判結果を知ることができるよう、**ワシントン条約違反として刑事告発されたすべての事件に関する基礎情報を一般市民に公開すること**

日本の司法セクターは以下を行うべきである：

- ✓ 検察官、裁判官、ならびに裁判員が**野生生物の違法取引の重大さと影響をよりよく認識するための適切な方法（正式な研修に追加など）を検討すること**
- ✓ 野生生物犯罪における司法の対応の評価を促し、違法行為への抑止力を高めるため、法律でも認められているように、**一般市民が刑事事件の確定記録に容易にアクセスできるようにすること**

## 3

提言：

## ワシントン条約と国内法

日本政府ならびに政策決定者は以下を行うべきである：

- ✓ ワシントン条約に関する国内法および野生生物の違法取引に関わる他の法律について、罰則を含む現行の枠組みのレビューを行い、**抑止力を高めるために可能な対策を検討すること**
- ✓ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）および「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）を含む国内取引規制の枠組みのレビューを行い、**違法に取得した個体の国内市場へのロンダリングを防止するための効果的な対策を検討すること**



- ✓ **動物由来感染症のリスクを軽減するため**、生きた動物の輸出入および国内販売の管理に関わる現行の規制のレビューを行い、強化を検討すること
- ✓ ワシントン条約、種の保存法、または地方自治体条例の対象種に追加することで、エキゾチックペット違法取引により影響を受けている**日本の絶滅のおそれのある在来種を早急に十分な法的保護の対象とすること**

エキゾチックペット違法取引により影響を受けている種を、生息国の法令のみで保護している政府は以下を行うべきである：

- ✓ 日本などの輸入国の水際での取り締まりを可能にするため、影響を受けている種の**ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載を早急に検討すること**

## 4

提言：

### 市民社会

国際NGOおよび日本のNGOは以下を行うべきである：

- ✓ 以下を通じて、**効果的な法執行を支援すること**： 1) 国際協力、関係当局間の協力の促進、2) 研修および技術・情報共有を通じた専門的支援、3) 市民および民間企業の動員、4) 野生生物の違法取引のモニタリングと通報
- ✓ 司法の対応能力と刑罰を通じた抑止力の評価を促進するため、野生生物犯罪事件に対する法執行および司法の対応を**裁判の追跡を通じてモニタリングすること**
- ✓ **継続的な取引と市場のモニタリングを行い**、最新の取引動向およびペット需要の傾向を探り、とりわけこれまでに押収報告が比較的少ないとされる分類群、場所、経路、および輸送手段に関しても実態の把握に努めること

日本のエキゾチックペット業界および関連するステークホルダー（獣医師やエキゾチックペット用品や保険を取り扱う企業など）は以下を行うべきである：

- ✓ 密輸に対し以下を通じ、**密輸に対するゼロ・トレランス方針を導入すること**： 1) 売買される動物のトレーサビリティおよび入手経路の合法性の証明のための仕組みの確立、2) 野生生物犯罪に関与した個人や事業者による市場やサービスへのアクセス制限
- ✓ **疑わしい活動を積極的に法執行機関に通報し**、効果的な捜査が可能となるよう支援すること



輸送業界（航空、海運、および物流会社）は以下を行うべきである。

- ✓ **企業および業界理念、指導方針やベストプラクティス事例に野生生物の違法取引への対策を盛り込み**、法執行機関への情報提供や現場の法執行機関との連携を導入すること
- ✓ 職員が野生生物の違法取引を発見し法執行機関へ報告するために必要な知識とスキルを身に付けるよう、**普及啓発および各部署の役割に特化した研修（ROUTESパートナーシップ\*などを通じ）を実施**するとともに、既存の研修プログラムに組み込むこと

\* **ROUTESパートナーシップについて**

米国国際開発庁（USAID）絶滅のおそれのある種の違法な輸送削減に関する取り組み（ROUTES）は、野生生物の違法取引を撲滅するため、輸送および物流会社、政府機関、開発機関、法執行機関、保全団体、およびドナーの連携を通じて、野生生物の密猟や関連する犯罪活動に世界的に団結して取り組んでいる。詳細情報や資料は以下で確認することができる：[www.routespartnership.org](http://www.routespartnership.org).

# エキゾチックペットの密輸を阻止するプロセス

抜け穴をふさぐ  
違法取引の機会を減らす

## 日本政府

関係当局間の法執行連携の強化  
法執行支援のための市民社会の動員  
十分な人的・資金的資源の投入



## 違法取引の影響を受けている国

国際的な法執行連携の強化  
多国間の情報交換ツールの開発  
各国の保護対象種をワシントン条約掲載



## 日本の政策決定者

ワシントン条約関連の国内法のレビュー  
国内市場におけるロンダリング防止策  
感染症予防に関する法律のレビュー  
絶滅の恐れのある在来種の法的保護



違法行為に介入する  
抑止効果を高める

## 税関と警察

職員の普及啓発と研修  
キャパシティアセスメント・強化  
連携体制の強化  
積極的な監視と捜査



## 司法セクター

野生生物犯罪に対する職員の認識強化  
一般市民の確定記録への情報アクセス



密輸阻止の効率を最大化する  
ゼロ・トレランスにコミットする

## 輸送業界

職員の普及啓発と研修  
警戒と監視の強化



## エキゾチックペット業界

密輸に対抗するポリシーの導入  
疑わしい活動の通報



## 国際NGOと日本のNGO

法執行の支援  
法執行対応と裁判の追跡  
取引と市場のモニタリング







# 背景と目的



# 背景と目的

「エキゾチックペット」の飼育は、スローロリス *Nycticebus spp.* や、コツメカワウソ *Aonyx cinereus*、ヨウム *Psittacus erithacus* などの珍しい外来の野生動物を飼育することとして特徴づけられることが多く、日本はじめ諸外国でのこうした希少な野生動物に対する需要にけん引されて商業規模の成長を遂げてきた (Actman, 2019a; Warwick et al., 2018)。特に過去10年においては、世界経済のグローバル化により、エキゾチックペットとして取引される種を含む様々な野生生物の国際取引が、合法、違法問わずその規模を拡大したと考えられる (Bush et al., 2014; Harrington, 2015; UNODC, 2016; Utermohlen and Baine, 2018)。

エキゾチックペット市場は、野生に生息する多くの種の存続を脅かすばかりでなく (Shepherd et al., 2019)、外来種の移入を通じて在来の生物多様性の破壊も招いている (Lockwood et al., 2019)。また、昨今の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の蔓延が想起させるように (El Zowalaty and Järhult, 2020)、野生動物は人に感染する危険性をほらんだ病原体の宿主や媒介動物となる可能性があることから、その取引には動物由来感染症の伝播リスクが潜んでいる (CDC, 2018)。

歴史的にエキゾチックペットは、ゾウ、サイ、トラのような大型動物に比べ、包括的な国際取引規制や法執行の対象として注目を浴びてこなかった。この理由のひとつには、対象となる種や取引パターンが極めて多様かつ複雑であることに加え、取引実態に関する情報が大幅に不足していることが挙げられる。しかし、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下、ワシントン条約)の第18回締約国会議 (CoP18) においてエキゾチックペット取引に関連する一連の掲載提案や決定が締約国により採択されたことに見られるように、近年は世界的に取り組みを求める声が高まりつつある (Calle and By-Nc-Sa, 2019)。同様に執行面におい

ても、複数の国や地域の執行機関が合同で爬虫類などのエキゾチックペット違法取引を阻止しようとする動きが始まっている (EUROPOL, 2019; INTERPOL, 2019; Stoner, 2018)。

日本は、米国、欧州などにならび、長年エキゾチックペットの一大消費国となっている。国内市場では爬虫類だけでも600を超える種が販売され、近年さらにその人気が高まっている (Wakao et al., 2018)。東アジアにおいては、中国本土および香港特別行政区 (以下、香港) のエキゾチックペット市場もまた、近年規模が拡大していると報告されている (Gallagher, 2017; Inglis et al., 2018; Maron, 2019; Stoner, 2018)。日本は東アジアの消費国として、希少種の根強い需要で知られているほか (Wakao et al., 2018)、スローロリスやカワウソといった「象徴的な」種に対する需要がマスコミ、最近ではソーシャルメディアによって煽られ、ブームとなる傾向がある (Kitade and Naruse, 2018; Nekaris et al., 2013)。これらの需要は海外からの動物の密輸を誘発し、これまでの調査が明らかにしてきたように、ひとたび水際の規制をかいくぐって日本に密輸されると、国内では規制がほとんど存在せず (「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)はワシントン条約附属書 I 掲載種のみを国内取引規制の対象としている)、「合法」市場、すなわち密輸動物の事実上のロンダリング空間で販売されてしまう (Wakao et al., 2018; Kitade & Naruse 2018)。また、忘れがちであるが、日本は消費国であると同時に国際的なペット取引によって近年悪影響を受けてきた多くの絶滅のおそれのある固有種の生息国であることにも留意すべきである (Wakao 2018)。

エキゾチックペット取引に関しては、特定の分類群または地域・国に注目した研究は豊富だが (e.g. Altherr et al., 2019; Auliya et al., 2016; Morgan, 2018)、国際取引の全体像、特に違法取引については未知な部分が多い。本調査は、日本が関わる違法取引、特に密輸の目的地としての役割に焦点をあてた初の報告書である。本調査は、まず、日本税関により報告された2007年から2018年間の包括的な輸入差止記録を分析し、エキゾチックペットとして

利用される野生動物の日本に向けた密輸の動向を把握した。ここでは、違法取引の動向を示すことに加え、差止個体の市場価格を推定した。次に、日本税関または国内で摘発された事件に対する法執行およびその後の司法の対応に関して収集した情報の評価を行った。最後に、上述の日本における摘発から判決までの分析を補完するため、主に公開記事を参考に、海外で報道された日本への密輸に関する押収事案、および日本からの違法輸出に関する押収事案の情報収集を行った。押収データは、いわば失敗し発覚した密輸であることから、それをもって密輸の全体像を把握することはできないが、本調査の全体結果は全体を通じて、長年にわたりエキゾチックペッ

トの消費国となってきた日本に関わる違法取引の実態を垣間見ることができるものになっている。調査結果はまた、日本の政府および政策立案者に、違法取引の重大性とそれによる損害を示している。そして、将来違法取引の撲滅に向けた実効性のある対策の導入を検討するにあたってのフォーマルなアセスメントを後押しするものである。これには、司法セクターを含む日本の法執行機関による対応を阻害する要因、すなわち、水際の取り締まりから刑罰に至る法執行の全過程における要素の詳細な評価が求められる。最後に、この調査は日本語のみで公開されている情報を国際的に発信することで、より幅広い読者に問題を提示するものである。

# 法令

## ワシントン条約掲載種の輸出入

日本は、「外国為替及び外国貿易法」（以下、外為法）と「関税法」でワシントン条約附属書掲載種の国際取引を管理している。外為法およびその下位法令は、ワシントン条約により求められる輸出入許可の手続きを定めており、さらに、附属書 I および II 掲載の「生きている動物」の輸入については、経済産業省による輸入の事前確認を義務付けるという、日本独自の措置を設けている。ワシントン条約掲載種の輸出入の水際取り締まりは、関税法を通じて執行されている。関税法では、ワシントン条約許可書を伴わない品目を押収する権限、および違反に悪意がある事件（すなわち、関税法の下で罰則を課せられる「許可を受けることなく貨物を輸出入する行為、偽った申告、証明や書類を提出して輸出入する行為」）の犯則調査を実施する権限を税関に与えている。関税法では、情状が懲役刑に処すべきものでないとされる場合は、刑事告発ではなく通告処分（関税法違反に科される罰則に相当する罰金）により処

理される。

外為法と関税法の下で科される罰則は、それぞれ2017年10月1日および2018年4月10日に引き上げられ、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（ただし当該犯罪に係る貨物の価格の5倍が1,000万円を超える場合は、当該貨物の価格の5倍以下）の罰金または併科となっている。関税法は、未遂罪についても同様の罰則を規定している。予備（準備）行為は3年以下の懲役もしくは500万円以下（ただし当該犯罪に係る貨物の価格の5倍が500万円を超える場合は、当該貨物の価格の5倍以下）の罰金であり、違反物であることを知りながらそれを運搬、保管、取得する行為にも3年以下の懲役もしくは500万円以下（当該犯罪に係る貨物の価格の3倍が500万円を超える場合は、当該貨物の価格の3倍以下）の罰金または併科となっている。

# 生きた動物の輸出入に関連するその他の法律

疾病予防に関する一連の法律もまた、一部の生きた動物の輸入を規制している<sup>1</sup>。検疫を義務付けられている動物には、家畜や家禽に加え、家畜化されていない特定の哺乳類、魚類および昆虫が含まれ、一部はエキゾチックペットとして取引されている。特に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法）は、商業目的で輸入されるすべての霊長類を含む、感染症の病原体を媒介するおそれのある特定の哺乳類の輸入を禁止している<sup>2</sup>。感染症法はさらに、適用範囲は陸生哺乳類と鳥類に限定されるものの、生きた個体の輸入に際して、厚生労働省への輸入届出書および衛生

証明書の事前提出を義務付けている。

環境省が定める保全法のうち、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、および「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」はそれぞれ、日本の生態系に有害であるとされる特定の外来生物、および日本に生息する野鳥と哺乳類の輸入を規制している。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、種の保存法）は、掲載されている国内希少野生動物種（以下、国内希少種）の輸出を禁止しているが、海外原産種の輸入については一切規制していない。

## 国内管理に関する法律

種の保存法は、ワシントン条約附属書 I 掲載種を国際希少野生動物種（以下、国際希少種）に定めているほか、ワシントン条約非掲載種を含む絶滅のおそれのある日本の一部の在来種を国内希少種に定めている。原則として、種の保存法は、環境省に登録された一部の個体を除く国際希少種および国内希少種の国内取引を禁止している。違反者は、個人については5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科、法人については1億円以下の罰金が科せられる。国内取引における広告の掲示についても同様に禁止されている。種の保存法では、ワシントン条約附属書 II および III 掲載種は対象外であり、条約に違反して取得された個体の所有を罰するための規定も存在しない。また、他国の国内法によってのみ保護されている種に関しては、日本の一連の法律は輸入時および国内取引においていかなる保護対象にもしていない。

主として家畜および愛玩動物を対象に制定された

「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動物愛護管理法）は動物取扱事業者の管理を行っている。対象は哺乳類、鳥類、および爬虫類に限定されるが、これら分類群に該当する動物を扱う事業者には登録の義務が発生する。しかし、動物愛護管理法は、事業者が扱う動物の取引または取得の合法性を管理する規定を一切設けていない。動物愛護管理法は他に、人間の生命、身体、または財産に害を与える可能性があるとしてされる特定動物の飼育を制限しており、そこにはエキゾチックペットとして飼育されている多くの種が含まれる（例：ボアコンストリクター *Boa constrictor*、カミツキガメ *Chelydra serpentina*）。

最後に、種の保存法、文化財保護法、ならびに地方自治体の条例によって日本の一部の在来種は、捕獲、所有、および輸出を含む取引の規制対象とされている。

<sup>1</sup> 家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）、並びに水産資源保護法、植物防疫法

<sup>2</sup> イタチアナグマ *Melogale moschata*、コウモリ目 *Chiroptera*、タヌキ *Nyctereutes* spp.、ハクビシン *Paguma larvata*、プレーリードッグ *Cynomys* spp.、およびヤワゲネズミ属 *Pracomys* spp.、ならびに霊長類の輸入（指定された国・地域からの非商業目的の輸入を除く）。違反は、50万円以下の罰金。





# 手法



# 日本税関の 輸入差止記録 の分析

日本税関が公式に発表しているワシントン条約掲載種の輸入差止記録を本調査の主要なデータソースとして用いた。この記録は全国の各税関支署での差止記録を取りまとめ、インターネット上で毎年公表されるものである。分析の対象期間は2007年から2018年までとし、日本においてペットとして利用されていることが確認された動物種の生きた個体、および生きた個体とともに押収された動物の死体<sup>3</sup>の記録を収集した。輸入許可書に記載された頭数と実際の輸入頭数の誤差、または輸入許可書の有効期限切れによる差止記録（合計で3件）は、許可書の偽造の可能性を確認できなかったため分析対象から除外した。分析に用いた要素は、ワシントン条約附属書の別、種の生物学的分類、輸出国・地域、輸送形態、および差止場所などである。記録上の「輸出国・地域」が差止品の最初の輸出地、あるいは経由

地のいずれであるか、および日本が最終目的地であったかどうかは、差止記録からは判別できないことに留意する必要がある。

本調査では、直近の5か年（2014～2018年）の該当差止品の市場価格を推定するため、日本の国内市場における小売価格の水準に基づき、各事件で差し止められた個体のおおよその金銭価値の算定を行った。海外から違法取引され差し止められたものにはあるが、記録上で確認された種の多くは日本の合法市場で現在取引されているため、そこでの小売価格を用いて差し止めされた動物の末端市場価格を推定することが十分可能となっている。取引価格は多くの要因によって変動することを考慮し、対象期間における価格の変動は調整せずに、近年広告上で確認した種ごとの最低価格と最高価格を用いて分析を行った。価格データの情報源には、2017年にTRAFFICが行った爬虫類の実店舗市場調査の記録（Wakao et al., 2018）および一般に閲覧可能なオンライン広告を利用し、情報が不十分な場合は小売業者に電話で問い合わせて補完した。税関の記録が種よりも上位の分類記録しかないものに関しては、当該属、科、または目の推定価格を、掲載附属書の別を考慮しつつ、当該分類に属する種について記録された価格の加重平均を用いて算出した。

## 法執行および司法対応の評価

2012年から2018年の差止記録には、差止後の事件処理方法を以下の3種類に分類した記録が含まれていたため、これらを分析に利用した：1）任意放棄、2）輸出国への返送、および3）審理引継（犯則調査）。犯則調査が行われた事件の結果については、差止記録上に情報がない。しかし、日本税関は容疑者の告発を行った一部の事件に関してウェブサイトで別途報道発表を出しているため、これらを参照した。2019年の差止記録は本報告書作成時点

ではまだ公開されていなかったが、2019年の1月から8月に行われた日本税関による告発発表に関しては確認の上、分析対象とした。

上述に加え、水際で差し止められなかったが、日本国内で警察の捜査により摘発・告発に至った密輸事件の情報をTRAFFICの野生生物違法取引事件のメディア報道アーカイブ、および日本の新聞報道データベースの検索機能を用いて収集した<sup>4</sup>。

日本には一般市民が容易にアクセス可能な、起訴の

<sup>3</sup> 一部の記録は、「カメ」や「トリ」など上位の分類の記載にとどまったことに留意する必要がある。しかし、それら記録もその他の一般的な利用（すなわち、食品や医薬品としての消費）が日本においては十分に知られていないため、ペットとして今回の調査対象に含めた。

<sup>4</sup> <https://database.yomiuri.co.jp/about/rekishikan/>, <https://database.asahi.com/index.shtml>, <https://mainichi.jp/contents/edu/maisaku/>, [http://www2.chuo-u.ac.jp/library/db\\_sankei.html](http://www2.chuo-u.ac.jp/library/db_sankei.html), <https://www.chunichi.co.jp/database/>

状況や裁判結果を調べるデータベースが存在しない。このため、司法の対応はメディア報道、および事件の裁判が進行中であった場合は裁判傍聴を通し

て確認した。可能な限りにおいて検察庁に公式の情報開示請求も行った。

## 海外での摘発報道および日本からの違法輸出

日本を推定目的地とした密輸で輸出国において先に差し止められた旨の報道があった事件に関して、TRAFFICジャパンオフィスのアーカイブとTRAFFICのグローバルデータベース上に保管されるメディア報道から収集した。日本が輸出国または経由国のいずれかとなった日本からの違法輸出事件に関しては、日本税関は輸出差止記録を集計していないため、同様にこれら情報源から収集した。

分類は、主にワシントン条約のChecklist of CITES Species<sup>5</sup>に基づくが、情報がなかった場合は、IUCN

(国際自然保護連合)のレッドリスト<sup>6</sup>およびThe Reptile Database<sup>7</sup>も情報源として参照した。種の分布情報は、IUCNレッドリストまたはThe Reptile Databaseで確認した。分析はすべてMicrosoft Excelで行い、地図の作成にはTradeMapperを利用した。為替レートは、OANDA通貨換算ツール (<https://www1.oanda.com/currency/converter/>) の2020年の1月21日(米ドルUSD=0.0091) および1月26日(南アフリカランドZAR=0.0694)の数値に基づく。

<sup>5</sup> <http://checklist.cites.org/#/en>

<sup>6</sup> <https://www.iucnredlist.org/>

<sup>7</sup> <http://www.reptile-database.org/>





# 結果



# 結果

## 輸入差止

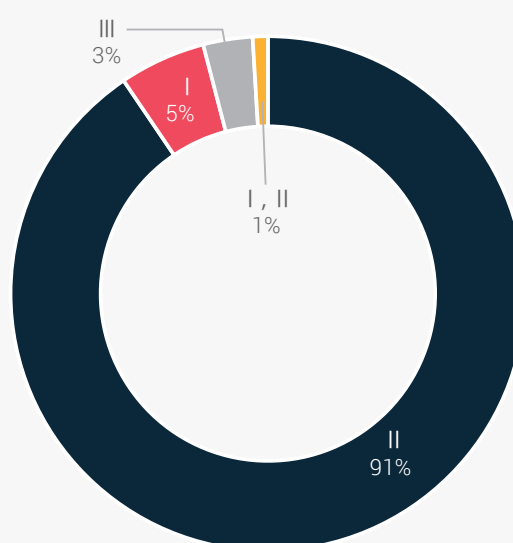
### 事件の概要

2007年から2018年にかけて、合計78件（1,161匹）のエキゾチックペットとして利用される生きた動物および動物の死体が、ワシントン条約掲載種の輸入に必要な許可書を伴っていなかったとして日本税関により差し止められた。

### ワシントン条約附属書

全1,161頭のうち、91%（1,051匹）は差止時点でワシントン条約附属書Ⅱに掲載されており、次いで附属書Ⅰ掲載種（63匹、5%）、附属書Ⅲ掲載種（36匹、3%）と続き、残りは複数の附属書にまたがるとされた（11匹、1%）（図1）。

図1：2007年から2018年の間に日本税関によって違法輸入として差し止められたエキゾチックペットのワシントン条約附属書掲載状況（N=1,161）（参照：日本税関）



### 時系列推移

2007年から2018年の間で最も差止が多かったのは2007年の18件であり、その後は年間2件から6件に減少した（表1）。しかし、2015年以降件数はわずかに増加傾向を示し、年間6～10件の差止があった。

表1：日本税関によるエキゾチックペットの差止件数の推移（2007～2018年、参照：日本税関）

差止年*	差止件数	個体数
2007	18	522
2008	5	52
2009	3	18
2010	6	18
2011	5	12
2012	4	53
2013	2	5
2014	3	12
2015	10	162
2016	8	159
2017	6	49
2018	8	117
合計	78	1,161

\* 2007年から2011年までのデータは、実際の差止月日ではなく事件処理月日が記録されていたため、それぞれの年の集計に、実際には前年に発生した差止が若干数含まれる可能性がある

## 差止数量

差止1件あたりの個体数が5匹以下の事件が54%（43件）を占め、6～30匹の事件と合わせると全体の86%を超えた（図2）。例外的に差止数量が多い事件が4件あり、淡水ガメとシナワニトカゲ

*Shinisaurus crocodilurus*が含まれた。事件の大部分（90%）が単一の分類群（目レベル）の差止であったが、例外として8件は、哺乳類、鳥類および爬虫類のうちの複数種が絡んだ事件であった。

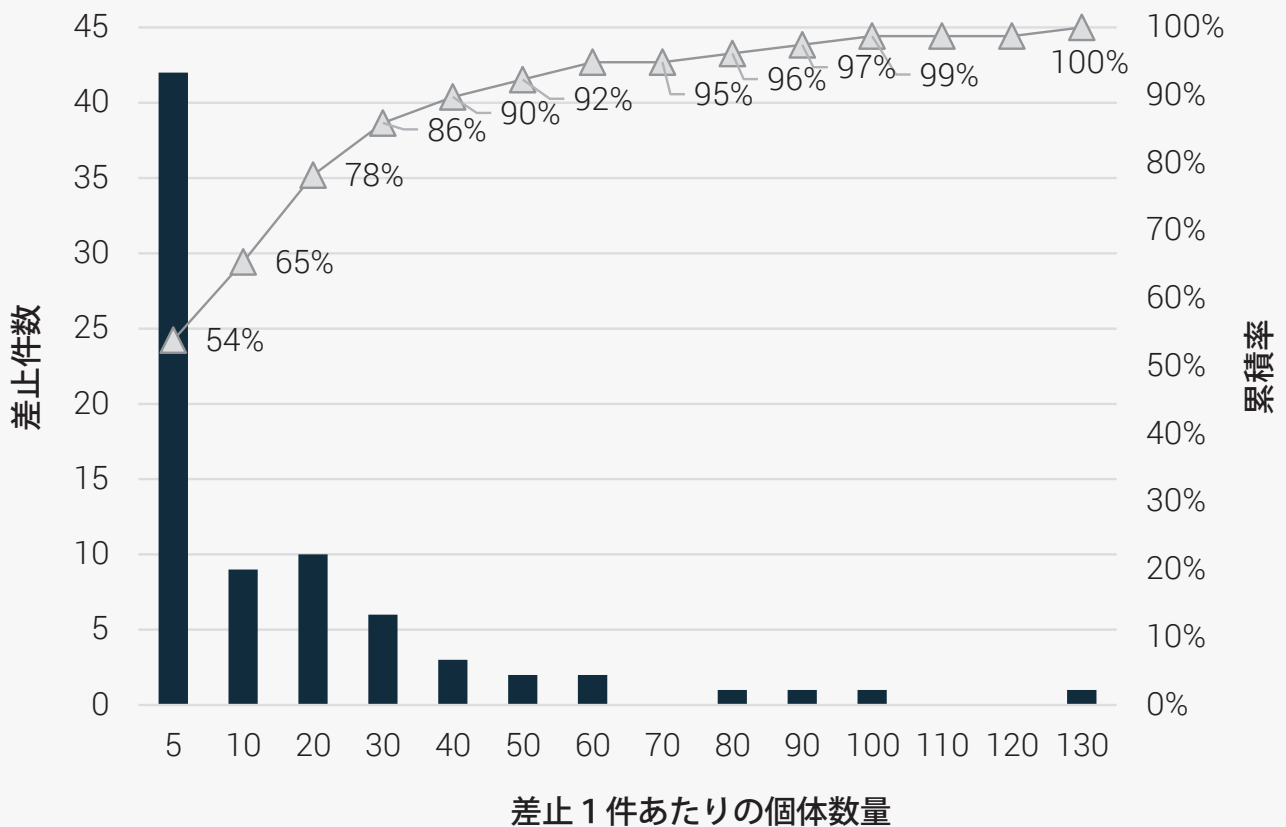


図2：差止1件あたりの個体数量の頻度および累積率（N=78）（参照：日本税関）。X軸の数字は、差止1件あたりの個体数量の階級値の最大値を示している

## 市場推定価格（2014～2018年）

2014年から2018年の間に差し止められた35件（499匹）の差止品の合計市場推定価格は、5,410万～1億2,560万円に達し、年間平均1,080～2,510万円であった（図3）。2016年の推定価格が最も高か

った。差止1件あたりの推定価格は、平均して150～350万円であり、最も低いもので4,148～5,600円、最も高いもので600～1,250万円に達した（表2）。

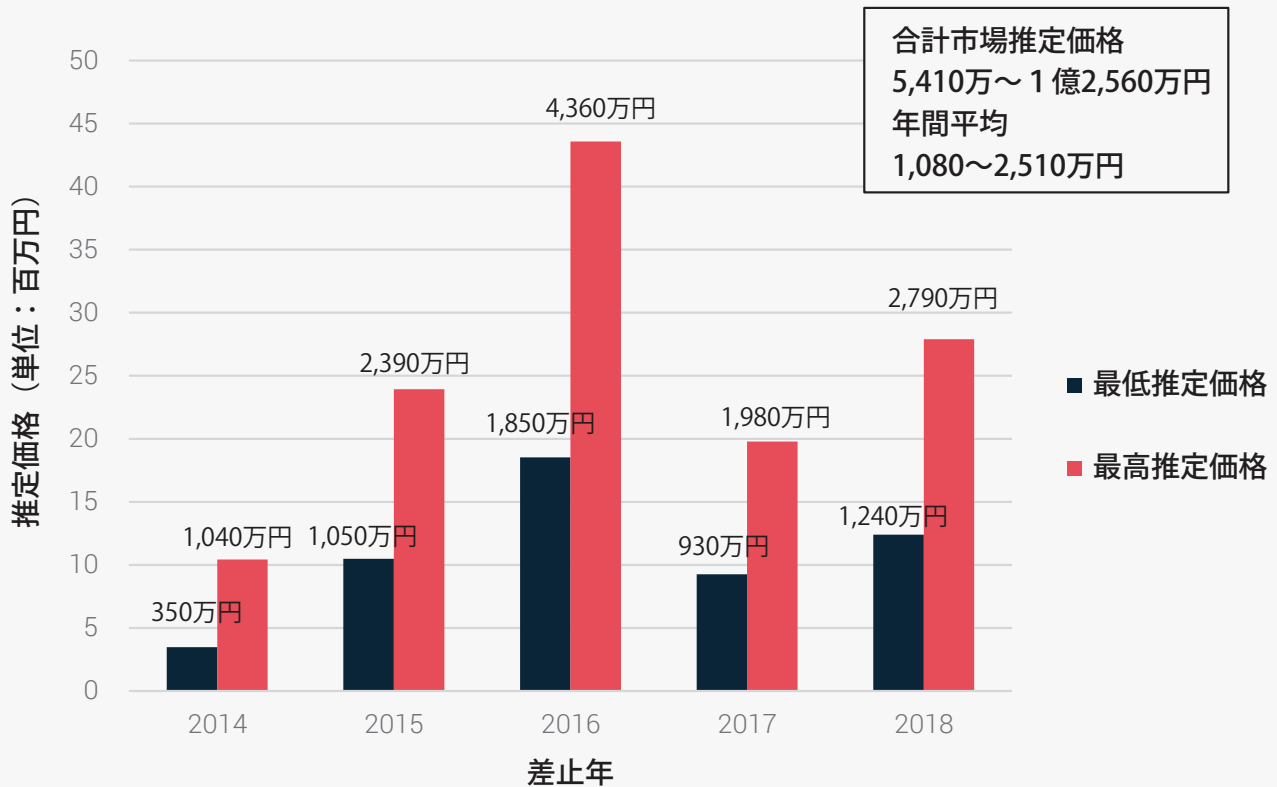


図3：2014～2018年の差止品の推定市場価格の概要（N=35事件）。価格はTRAFFICがその期間中に日本の市場において確認した小売価格に基づき算出した（差止記録参照：日本税関）。価格の変動調整はしていないことに留意

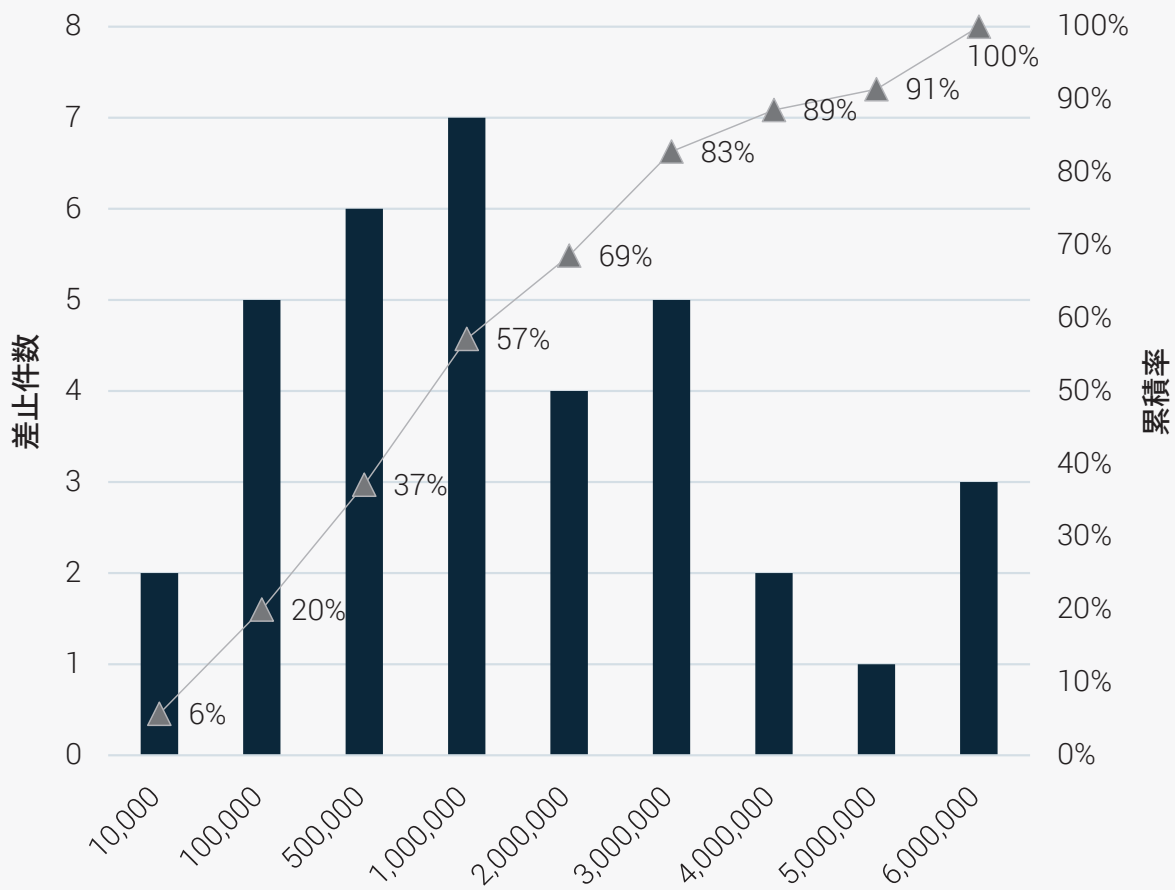
表2：2014～2018年の差止1件あたりの平均、最低、および最高推定価格（N=35）。価格は、TRAFFICがその期間中に日本の市場において確認した小売価格に基づき算出した（差止記録参照：日本税関）

	推定価格
差止1件あたりの平均	150～360万円
最低推定価格	4,148～5,600円
最高推定価格	600～1,250万円

推定価格が低い事件が比較的多く、約57%は最低推定価格が100万円を超えないものであった（図4）。7件（20%）は特に推定価格が低く、10万円未満であった。最高推定価格がついた事件は、コツメカワウソ5匹、ベンガルヤマネコ*Prionailurus* spp. 2匹、およびクマタカ*Spizaetus* spp. 1羽が差

し止められたもので、合計600～1,250万円前後と推定された。推定価格が高いその他の事件は、高値で取引される哺乳類および鳥類を含む差止であった（特定された種の推定価格リストについては付表1を参照）。





差止 1 件あたりの最低推定価格 (円)

図 4 : 差止 1 件あたりの最低推定価格 (円) の頻度 (N=36)。価格は、TRAFFICがその期間中に日本の市場において確認した小売価格に基づき算出した (差止記録参照: 日本税関)



## 分類群

2007年から2018年の間に差し止められた全1,161匹のうち、510匹（44%）は種名表記があり、44の種から成っていた（特定された種のリストについては付表1を参照）。残りの651匹は、「カメ」や「トリ」といったより一般的な名称での記録であった。

分類群別に見ると、爬虫類の押収が最も多く、48件で計827匹（全体の71.4%）が差し止められた（図5）。より詳しい分類をみると、67%（551匹）がカメ目であり、うち242匹は「カメ」として記録されていた。残りの276匹は有鱗目であった。

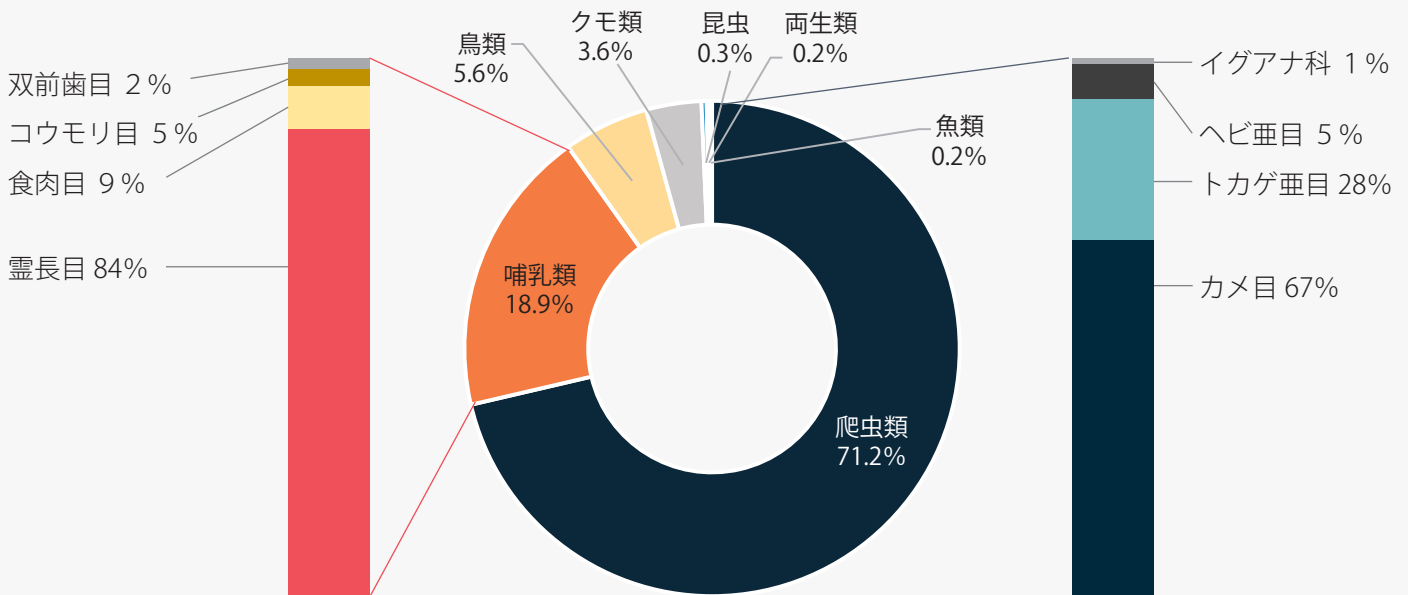


図5：日本税関によって差し止められた動物の分類学的構成（N=1,161）（2007～2018年）（参照：日本税関）

哺乳類が2番目に多く、22件で合計219匹（18.8%）が差し止められ、鳥類の9件、合計65匹（5.6%）が続いた。哺乳類のうち185匹は霊長目（哺乳類の85%）、10匹はコウモリ目であったが、これらはいずれも感染症法の下で輸入が禁止されている（表3）。霊長目の大部分はスローリス属 *Nycticebus* spp.

（119匹）であった。その他の分類群の差止は、タランチュラ *Theraphosidae* 42匹、サタンオオカブト *Dynastes satanasinsects* 4匹、アジアアロワナ *Scleropages formosus* 2匹、およびメキシコオオサンショウウオ *Ambystoma mexicanum* 2匹と少なく、合わせて4.3%に過ぎなかった。



表3：感染症法により輸入が禁止されている種・分類群の差止（N=195匹）（参照：日本税関）

和名	学名	個体数
<b>霊長目*</b>		<b>合計185</b>
ピグミースローロリス	<i>Nycticebus pygmaeus</i>	94
スローロリス属	<i>Nycticebus</i> spp.	21
スンダスローロリス	<i>Nycticebus coucang</i>	4
ガラゴ属	<i>Galago</i> spp.	8
メガネザル科	Tarsiidae	7
コモンマーモセット	<i>Callithrix jacchus</i>	6
ピグミーマーモセット	<i>Callithrix pygmaea</i>	1
ワタボウシタマリン	<i>Saguinus oedipus</i>	1
アカテタマリン	<i>Saguinus midas</i>	1
サル目	Primates	42
<b>コウモリ目</b>		<b>合計10</b>
オオコウモリ科	Pteropodidae	6
コウモリ目	Chiroptera	4

\* 米国、インドネシア、ガイアナ、カンボジア、スリナム、中国、フィリピン、およびベトナムからの研究目的または政府が承認した施設での展示目的のための霊長目の輸入は、公式の衛生証明書が提出されることを条件として許可されている。コウモリの輸入は全面的に禁止されている



# 違法取引の特徴

## 輸出国

差止記録からは、13の国・地域が、差し止められたエキゾチックペットの日本への直接の輸出国として特定された。差止の半数以上（55%、43件）は東南アジア諸国からの輸出であり、東アジア諸国・地域が続いた（36%、28件）（図6）。タイからの

輸出品の差止が最も多く（25件、全体の32%）、次いで中国本土（21件、27%）、インドネシア（10件、13%）であった。差止個体数で見ると中国本土が輸出国として最も多く（435匹、全体の37%）、タイ（377匹、32%）、香港（140匹、12%）が続いた。



図6：2007～2018年の間に日本税関によって差し止められたエキゾチックペットの輸出国・地域（N=1,161匹）（参照：日本税関）。線の太さは、密輸された動物の数量を表している。13の国・地域が輸出国として特定され、件数で見るとタイが輸出国として最も多く、数量に関しては中国本土からの輸出が最も多かった

## 分類群別にみた輸出国・地域

輸出国・地域によって、差し止められた密輸個体の分類群が異なる傾向が見られた。爬虫類は11の国・地域から輸出され、件数、数量ともに中国本土からの輸出が最も多かった（21件、428匹）（図7）。香港からの輸出の差止は4件のみであったが、数量

は140匹と、中国本土に次いで多かった。より詳細な分類レベルで見ると、リクガメと淡水ガメが中国本土、香港、および米国から輸出された個体の主な構成要素であった一方、有隣目の種、特にオオトカゲ科はインドネシアとフィリピンから主に持ち込ま

れた。生息国・地域ではないところから輸出された種もいくつか確認され、一例に中国本土から日本に輸出された、オーストラリア、インドネシアおよびパプアニューギニアに生息するスッポンモドキ *Carettochelys insculpta*、ならびに南アジアのいくつかの国に生息するハミルトンガメ *Geoclemys*

*hamiltonii*があげられる。さらに、香港から輸出された種はすべて香港に生息しない種であり、中国本土およびベトナムに生息するシナワニトカゲや、ミャンマーのみに生息するヒラタヤマガメ *Heosemys depressa*が含まれた。



図7：2007～2018年の間に日本税関によって差し止められた爬虫類の輸出国（N=827匹）（参照：日本税関）。中国本土からの輸出の差止めが最も多かった

哺乳類に関しては、4カ国が輸出国として特定され、全22件のうち、タイが15件（173匹）と最も多く、インドネシア（4件）が続いた（図8）。タイから輸出された霊長目のうち1種を除く全てがタイに生息しない種であり、レッサースローロリス

*Nycticebus pygmaeus*や、南米に生息する霊長目（例：ピグミーマーモセット *Callithrix pygmaea*、ワタボウシタマリン *Saguinus oedipus*）、アフリカ南部・中部に生息するガラゴ *Galago* spp.が含まれた。





図8：2007～2018年の間に日本税関によって差し止められた哺乳類の輸出国（N=219匹）（参照：日本税関）。タイからの輸出の差止めが最も多かった

鳥類が含まれた押収事件9件のうち6件は、他の哺乳類とともに輸出されていたこともあり、鳥類の日本への輸送ルートは、哺乳類のルートと大部分で重なっていた。タイ、インドネシア、およびシンガ

ポールが輸出国として特定された（それぞれ、6件、2件、および1件）（図9）。特定されたすべての鳥類の種について、日本への輸出国は分布上の生息国であった。



図9：2007～2018年の間に日本税関によって差し止められた鳥類の輸出国（N=65羽）（参照：日本税関）。タイからの輸出の差止めが最も多かった



## 輸送形態

全78件の差止のうち、51件（65%）951匹は旅客機（旅客の所持品・荷物）を介して輸送され、国際郵便（24%：19件、189匹）、航空貨物（8%：

6件、11匹）、クルーズ船（3%：2件、10匹）が続いた（図10）。

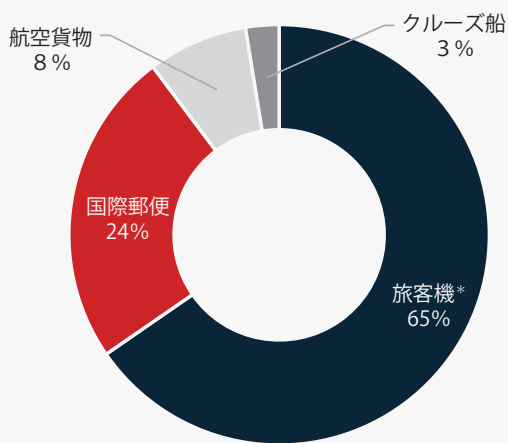


図10：2007～2018年の間に日本税関によって差し止められたエキゾチックペットの輸送形態（N=78）（参照：日本税関）。

\* 旅客機は航空旅客の所持品・荷物を指す。

図11が示すように、分類群によって輸送形態が異なる傾向がみられた。哺乳類と鳥類の差止は全て旅客機を利用した輸送であったが、爬虫類の差止には15件の国際郵便を含む他の輸送形態もあった。

クモ類、昆虫、魚類、および両生類の差止は限定的であったが、総数が少なかった国際郵便または航空貨物を利用したものであった。

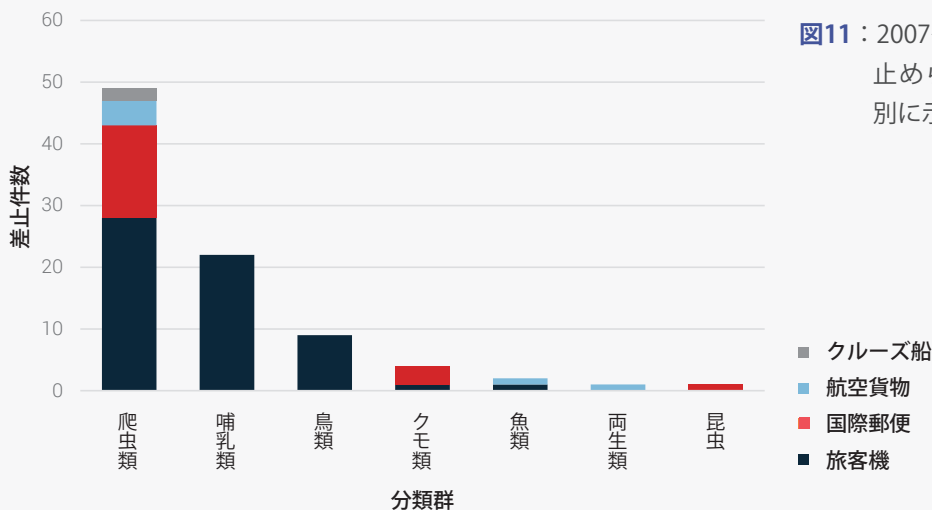


図11：2007～2018年の間に日本税関で差し止められた動物の輸送形態を分類群別に示した図（参照：日本税関）

# 差止場所

2012年以降の差止記録は、日本のどの税関支署が差し止めたかの情報を含んでおり、2012年から2018年までの間の41件から12の税関支署が特定された(図12)。場所は、成田国際空港が17件と最も多く、

関西国際空港(9件)、東京国際郵便局(5件)が続いた。その他の特定された税関支署からは、1、2件の差止報告に留まった。クルーズ船を利用した唯一の差止は、最南端の県である沖縄で報告された。

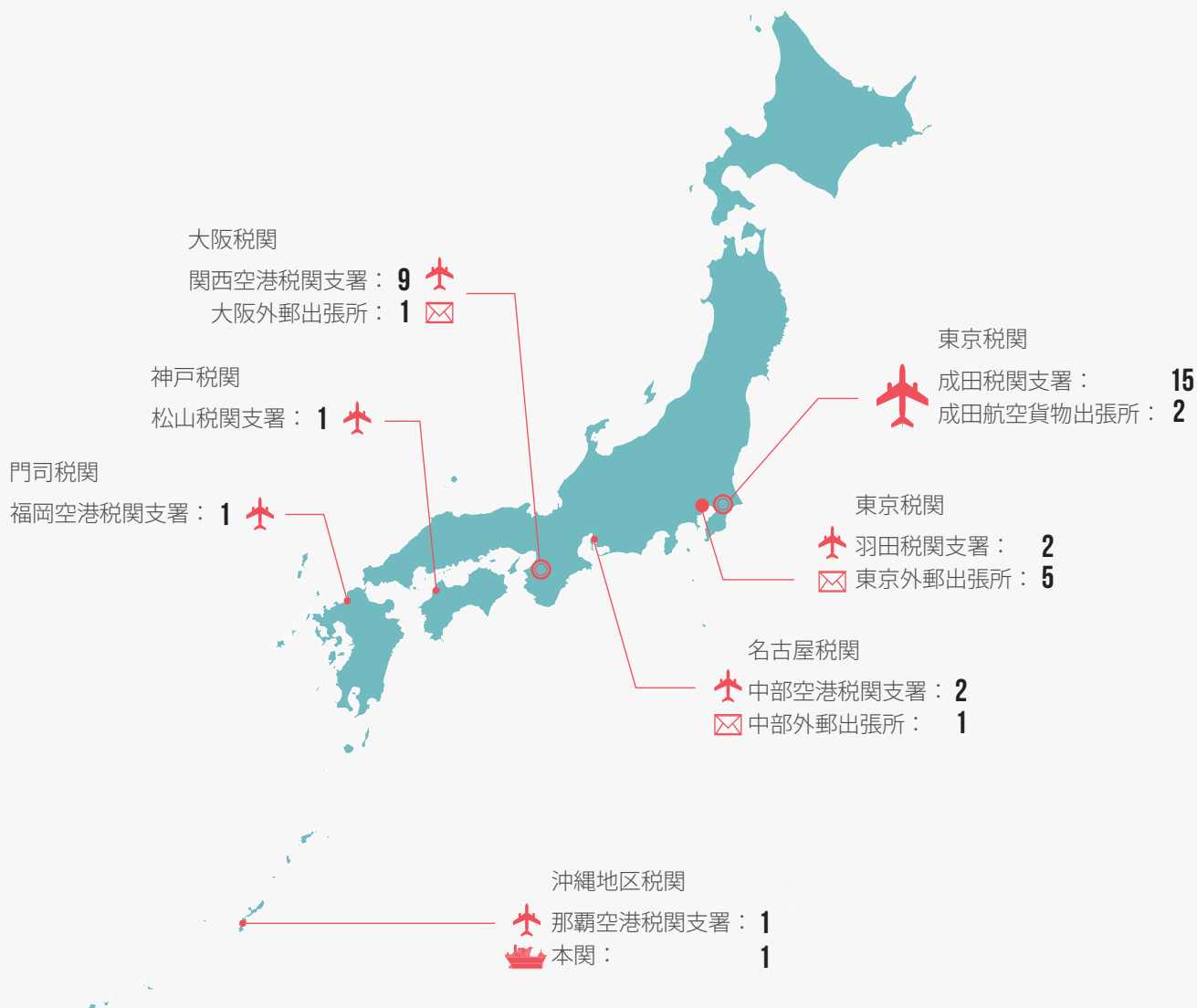


図12：2012～2018年の間のエキゾチックペットの差止場所を示した日本地図。41件の差止を行なったとして12の税関支署が特定された。場所は、成田国際空港が最も多かった



# 結果

## 法執行および司法の対応

### 調査から罰則に至るまで

#### 日本税関による差止の犯則調査

2012年から2018年の間に日本税関によって差止められた41件に関する記録は、差止後の事件処理についての情報を含んでいた（図13）。41件のうち25件（61%）は、税関による犯則調査、または警察との共同捜査の対象となったが、残り16件（39%）に関しては、任意放棄、または輸出国・地域への個体の返送で処理された。なお、旅客機に続いて2番目に利用頻度の高い輸送形態であるにもかかわらず、国際郵便での差止が一切、犯則調査の対象にならなかったことは特筆すべきである<sup>8</sup>。

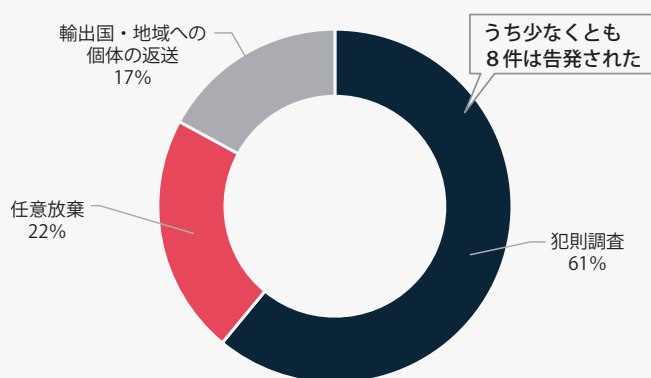


図13：2012～2018年の間の日本税関によるエキゾチックペットの差止の事件処理の概要（参照：日本税関）（N=41）。事件処理に関する情報は、2012年以降の記録に限定されていたことに留意

犯則調査が行われた25件のうち少なくとも8件は、容疑者の告発に至り、検察に送致されたことが分かった。残りの17件に関する情報は入手できなかった。告発が確認できた8件のうち7件は、関与した容疑者の少なくとも1名の起訴が確認された。2019年の日本税関の差止記録は、執筆時点でまだ

公開されていなかったが、税関による公式の報道発表から、2019年1月にインドネシアから旅客機で爬虫類を密輸した容疑者が告発され、その後起訴されたことが分かった（事件12、表4）。これにより、2012年以降に少なくとも合計8件が税関による差止後、容疑者の起訴につながったことになる。

#### 警察による捜査

水際で差し止められなかった密輸のうち、2007年から2018年の間に他に4件（2007年、2008年、2013年および2018年）、計6名の容疑者が関与した事件が、警察による国内での密輸個体の「合法的

な」販売（ロンダリング）の捜査、または密告をきっかけとする捜査を通じて摘発されたことが本調査のまとめから分かった。いずれも密輸の疑いで起訴された（表4）。

<sup>8</sup> 関税法は20万円以下の金銭価値の国際郵便を申告の義務から免除していることに留意する必要がある。（<https://www.customs.go.jp/tsukan/yubin/yubin210216.htm>）

表4：エキゾチックペットの密輸に関する容疑で容疑者の起訴に至った事件の詳細（2007～2019年）（参照：日本税関、メディア報道）

No. <sup>9</sup>	押収日／密輸発生日	輸出国／（輸送形態）	押収個体 <sup>10</sup> （ワシントン条約附属書）	被告人の人数／違反	被告人の国籍と性別、ID：職業（年齢）	役割／判決 I=懲役、P=執行猶予、F=罰金（一審判決）
2007年						
1	2月28日	タイ（旅客機）	5 マダガスカルホシガメ（I）	2 - 外為法 - 種の保存法 - 感染症法	日本人男性 A：タクシー運転手（64） B：無職（28）	両被告とも運び屋 I=1年10月、F=80万円 I=1年6月、P=3年、 F=40万円 (12/ 6/2008)
	9月17日		3 ピグミースローロリス（I）			
	10月1日		3 ピグミースローロリス（I）			
	11月2日		3 ピグミースローロリス（I）			
2008年						
2	5月	エジプト（航空便）	3 サバクオオトカゲ（I）	1 - 外為法 - 種の保存法	日本人男性 C：ペットショップ経営者（37）	運び屋：I=2年6月、 P=4年、F=50万円 (4/ 3/2009)
2013年						
3	6月11日	ドイツ（旅客機）	9 ヒルヤモリ（II）	1 - 外為法	日本人男性 D：ペットショップ経営者（35）	運び屋：F=30万円
	9月16日					
2014年						
4	1月23日	シンガポール（旅客機）	4 ハイイロクスクス（II） 2 マレーシベット（NC）	2 関税法	日本人男性 E：動物取扱事業者（48） F：自営業（38）	判決不明

<sup>9</sup> References : case 1 ; 毎日新聞 2008/ 1/16 「希少 ピグミースローロリス密輸」、共同通信 2008/ 6/12 「希少サル密輸の男に実刑」東京地裁「保護政策揺るがす」。 2 ; 毎日新聞2008/11/12 「種の保存法違反：ペット店経営者を再逮捕 トカゲを密輸」、特別非営利活動法人 トラ・ゾウ基金 2010/12/ 6 「動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する要望書」[https://www.jtef.jp/img\\_showcase/showcase\\_suggest\\_02\\_h.pdf](https://www.jtef.jp/img_showcase/showcase_suggest_02_h.pdf)、Lieutenant Fukuhara *in litt.*, February 2020。 3 ; 読売新聞 2013/10/24 「ヒルヤモリ密輸容疑」、千葉日報 2013/10/24 「ペットショップ経営者逮捕 希少ヤモリを密輸容疑」。 4 ; 読売新聞2014/ 2/25 「バッグに希少動物クスクス、鳴き声で密輸発覚」。 5 ; 千葉日報2017/ 9/11 「腹に絶滅恐れ「スローロリス」4匹 密輸未遂容疑で運び屋？逮捕 千葉県警など」、読売新聞2017/ 9/12 「腹に隠しサル密輸未遂容疑」、千葉日報2018/ 1/16 「希少サル密輸に懲役2年6月求刑 千葉地検「反省全くみられず」」<https://www.chibanippo.co.jp/news/national/468536>。 6 ; 千葉日報オンライン 2018/ 5/12 「動物密輸、鳴き声で発覚 白井の61歳男、容疑で逮捕 成田税関と空港署」<https://www.chibanippo.co.jp/news/national/497988>。 7 ; 毎日新聞2018/ 5/ 9 「カメ密輸」容疑で男2人逮捕 絶滅危惧種39匹、関空で、産経新聞2018/ 6/20 「【衝撃事件の核心】「タートルショック」カメ1匹40万円、カワウソ100万円…密輸絶えない希少野生動物」<https://www.sankei.com/west/news/180620/wst1806200003-n1.html>。 8 ; 千葉日報2019/ 2/28 「希少サル5匹密輸未遂 成田空港、鳴き声で発覚 男一人起訴」<https://www.chibanippo.co.jp/news/national/574325>。 9 ; 朝日新聞2018/11/27 「狙われるカワウソ」。 10 ; 毎日新聞2019/ 6/11 「密輸のサルは新種？ 成田空港でスーツケースから押収 カメやネズミも」<https://mainichi.jp/articles/20190611/k00/00m/040/205000c>、jiji.com2019/ 6/11 「密輸のサル、新種の可能性＝成田空港で摘発―千葉県警」<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019061100684&g=soc>。 11 ; jiji.com2019/ 1/23 「カワウソ密輸容疑で逮捕＝男2人、タイから5匹―警視庁など」、朝日新聞2019/ 1/23 「カワウソ密輸「簡単なバイト」バッグに3匹詰め込み…」。 12 ; jiji.com 2019/ 4/ 3 「鍋の中身はニシキヘビ＝密輸容疑で男逮捕―大阪税関など」<https://www.jiji.com/jc/article?k=2019040300934&g=soc>

<sup>10</sup> Scientific name : Radiated Tortoises *Astrochelys radiata*, Pygmy Slow Lorises *Nycticebus pygmaeus*, Desert Monitor *Varanus griseus*, Day Gecko *Phelsuma* spp., Northern Common Cuscus *Phalanger orientalis*, Malaian Civet *Viverra zangalunga*, Spotted Little Owl *Athene brama*, Collared Scops Owl *Otus bakkamoena*, Hawk-Eagle *Spizaetus* spp., Binturong *Arctictis binturong*, African Dormice *Graphiurus* spp., Four-toed Hedgehog *Ateleurix albiventris*, Yellow Pond Turtle *Mauremys mutica*, Four-eyed Turtle *Sacalia quadriocellata*, Eastern Box Turtle *Terrapene arolina*, Chinese Box Turtle *Cuora flavomarginata*, Indochinese Box Turtle *Cuora galbinifrons*, Chinese Three-striped Box Turtle *Cuora trilineata*, Keeled Box Turtle *Cuora mouhotii*, Reeves' Turtle *Mauremys reevesii*, Sunda Slow Loris *Nycticebus coucang*, Pygmy Marmoset *Callithrix pygmaea*, Small-clawed Otter *Aonyx cinerea*, Galagos *Galago* spp., Common Marmoset *Callithrix jacchus*, Red-handed Tamarin *Saguinus midas*, African Spurred Tortoise *Geochelone sulcata*, Central Bearded Dragon *Pogona vitticeps*, Bamboo Rat *Rhizomyini* spp., African Dormice *Graphiurus*, Snake Serpentes, lizard *Tiliqua* spp.

No. <sup>9</sup>	押収日／密輸発生日	輸出国／(輸送形態)	押収個体 <sup>10</sup> (ワシントン条約附属書)	被告人の人数／違反	被告人の国籍と性別、ID：職業 (年齢)	役割／判決 I=懲役, P=執行猶予, F=罰金 (一審判決)
<b>2017年</b>						
5	4月7日	タイ (旅客機)	4 ピグミースローロリス (I)	1 関税法	日本人男性 G：無職 (54)	運び屋：I=1年6月, P=3年, F=50万円 (関税法、6/3/2018)
6	4月7日	タイ (旅客機)	12 インドコキンメフクロウ (II) 2 インドオオコノハズク (II) 1 クマタカ (II) 1 ピントロング (III) 6 アフリカヤマネ (NC) 2 ヨツコビハリネズミ (NC)	1 関税法	日本人男性 H：土木作業員 (61)	運び屋：I=10月 (関税法、22/8/2019)
<b>2018年</b>						
7	3月29日	中国本土 (旅客機)	2 ミナマイシガメ (II) 17 ヨツメイシガメ (II) 6 カロリナハコガメ (II) 2 セマルハコガメ (II) 2 モエギハコガメ (II) 1 ミスジハコガメ (II) 7 ヒラセガメ (II) 2 クサガメ (III)	2 関税法	日本人男性 I：会社員 (29) J：会社員 (28)	判決不明
8	4月16日	タイ (旅客機)	4 スンダスローロリス (I) 1 ピグミーマーモセット (II)	1 関税法	日本人男性 K：測定器設計業 (71)	運び屋：I=1年, P=3年, F=30万円 (関税法、9/4/2019)
9	6月14日	タイ (旅客機)	3 コツメカワウン (II)	2 - 外為法 - 関税法	日本人男性 L：無職 (52) M：不明 (22)	運び屋：(事件11を参照のこと) 売人：I=1年6月, P=3年
10	9月10日	タイ (旅客機)	2 ショウガラゴ (II) 3 コモンマーモセット (II) 1 アカテタマリン (II) 4 ケツメリクガメ (II) 2 フトアゴヒゲトカゲ (NC) 4 タケネズミ (NC) 1 アフリカヤマネ (NC)	3 関税法	日本人男性 N：ペットショップ経営者 (68) O：自動車電装業 (40) P：塗装建設業 (40)	指示役：I=1年8月, F=100万円 仲介人：I=4月, P=3年 運び屋：I=6月, P=3年, F=20万円 (関税法、26/8/2019)
11	10月4日	タイ (旅客機)	5 コツメカワウン (II)	2 関税法	日本人男性 L：無職 (52) Q：不明 (24)	指示役：I=2年, P=4年 運び屋：I=1年6月, P=3年
<b>2019年</b>						
12	1月31日	インドネシア (旅客機)	16 ヘビ (II) 8 トカゲ (NC)	1 関税法	日本人男性 R：会社員 (53)	運び屋：I=1年6月, P=3年, F=30万円 (関税法、13/6/2019)

日本の税関で押収された事件は水色 (8件)、警察による事件調査は着色なし (4件)



# 起訴から有罪判決に至るまで

## 起訴事件の概要

2007年から2019年8月までの間に少なくとも合計12の事件が、日本税関による告発後（8件）、または税関を通関してしまった後の警察の国内捜査（4件）によって、容疑者の起訴に至っていたことが分かった（表4）。被告人の判決に関する情報は、2件（事件4および事件7）において確認ができなかった。税関による摘発は全て関税法違反の疑いで起訴されたが、国内捜査で見つかったその他の4件は、外為法（事件3）、外為法と関税法（事件9）、外為法と種の保存法（事件2）、または外為法、種の保存法および感染症法（事件1）の違反として起訴された。後者の3件の事件については、どの法律の下で判決が下ったかの確認がとれなかった。

12件のうち8件は、2017年以降の直近3年間に起きた密輸事件で、2018年が5件で最も件数が多かった。タイからの哺乳類の密輸が過半数を占めていた（7件）。押収量の点では、中国本土から附属書Ⅱの淡水ガメ8種合計39匹が2018年に密輸された事件（事件7）が最も多かった。

2014年以降の密輸事件の推定価格を、本調査において収集された近年の小売価格に基づき算出した。事件ごとの押収品の推定価格は、最低120万円（事件4）から、最高で520～940万円（事件6）に及んだ。

## 被告人

特定された各事件における被告人の数は1名から3名で、合計18名が特定された（表4）。このうち14名については判決結果が確認でき、全員が有罪判決を受けたことが分かった。被告人は全員日本人であった。被告人の年齢および職業はさまざまであったが、少なくとも4名はペットショップの経営者である（あった）（ID：C、D、EおよびN）。1名は、2018年の2つの事件に関与していたが（ID：事件9および11におけるL）下った判決は一度のみであった。この被告人以外に4名が過去に日本または海外で野生生物の違法取引事件に1件以上関与し、犯罪履歴があることが分かった（ID：Dは、2017年にニューカレドニアから79匹のヤモリGekkotaを密輸しようとして有罪判決を受け（franceinfo, 2018）、Eは、2001年にインドネシアからシロビタムジオウム*Cacatua goffiniana*を密輸しようとし

て起訴され（Jiji, 2001; Nikkei, 2001）、Fは、2012年（Japan Today, 2012）および2017年（Asahi digital, 2018）に爬虫類の密輸未遂または密猟容疑でオーストラリアおよび南アフリカにて有罪判決を受け、Nは、密輸で3回、加えて国内の違法取引で5回有罪判決を受けた（Yui Naruse, pers. Obs. 21st August 2019, trial hearing at Chiba District Court）。

犯罪組織とのつながりが確認された事件が少なくとも1件あり（事件9）、特殊詐欺グループがカワウソの密輸事件の背後にいた可能性が指摘されたが、この事件で有罪判決を受けた2名はいずれも末端の行為者、すなわち運び屋（L）と日本での密輸動物の売人（M）であった。その他の事件からは、犯罪組織との結びつきを示唆する明確な情報は得られなかった。

## 判決

多くの場合、告発が行われてから約2～4カ月後、または密輸・摘発から5～10カ月後に裁判は完結した。有罪判決を受けた14名のうち、3名には、執行猶予なしの懲役刑が宣告された<sup>11</sup>（ID：A、HおよびN）。過去に野生生物の違法取引で有罪判決の前科がある1名は、懲役1年8カ月、罰金100万円の刑罰を科され（ID：N）、もう1名は、懲役1年10カ月、罰金80万円を科された（ID：A）。残りの1名は懲役10カ月であったが、判決言い渡し時点ですでに同等期間を拘留所で過ごしていたため、刑が

宣告された後に釈放された（ID：H）。他10名は、3年から4年の執行猶予を認められ、このうち猶予期間中に違反したものがいるかどうかは不明である。

7件の事件に関与した9名の被告人（ID：A、B、C、D、G、K、N、PおよびR）に対して、罰金合計430万円、それぞれに20～100万円が科された。罰金はその事件で押収された個体の合計市場推定価格を上回った事件はなかった。2014年以降の4件の事件について算出した押収品の推定市場価格に対する罰金の比率は、13～29%にとどまった。

# 結果

## 海外で報告された日本への密輸

### 事件の概要

海外のメディア報道から、2007年以降に日本への密輸未遂で海外で摘発された事件が少なくとも28件あり、合計1,207匹が、9の国・地域で押収されていたことが明らかになった（図14）。事件数が最も多かったのは、オーストラリアの9件で、タイ（8件）、インドネシア（4件）が続いた。オーストラリア、インド、ニューカレドニア（フランス領）、アルゼンチン、ベネズエラ、および南アフリカといった、日本税関の差止記録では特定されなかった国・地域での報道が多く確認された。押収された分類群で最も多かったのは、爬虫類、特にトカゲ科および淡水ガメであった。容疑者の国籍は、1件を除くすべてにおいて日本人であった。28件のうち、25件は国際空港、2件は動物の捕獲現場、他1件は港が押収現場となっていた。

### ワシントン条約非掲載種の押収

押収された1,207匹のうち、少なくとも500匹（41%）はワシントン条約非掲載種であった（表5）。報道の情報からは種の特特定が出来ない事例が多く（「トカゲ」しか記載がないなど）、実際の非掲載種の割合はこれより高い可能性がある。特に顕著な非掲載種は、オーストラリアの国内法で保護されている爬虫類のマツカサトカゲ *Tiliqua rugosa* で、2008年から2019年の間に少なくとも8件で、合計110

匹が押収されている。日本のエキゾチックペット市場で人気があるアカメカブトトカゲ *Tribolonotus gracilis* およびアオジタトカゲ *Tiliqua* spp. もまた、インドネシアで多数押収された。さらに、非掲載のカブトムシが多数（合計で258を超える）、アルゼンチン（2008年）およびベネズエラ（2018年）の国際空港で押収されている。

<sup>11</sup> 日本の刑法の下では、3年以下の懲役・禁錮又は50万以下の罰金刑を宣告された者のうち指定条件を満たす者について、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

**表5**：日本が目的地であったと考えられる海外の密輸未遂事件から確認されたワシントン条約非掲載種（2020年4月現在）のリスト（参照：メディア報道、2007～2019年）

注意：押収された個体がワシントン条約掲載種であるか否かを判断するに十分な分類群上の情報を含んでいない報道が多かったため、下記の表は実際に押収された非掲載種の一部のみである可能性が高い。

和名	学名	押収国	個体数
マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	オーストラリア	110
クワガタ	Lucanidae	アルゼンチン、 ベネズエラ	少なくとも258
カブトムシ	Dynastinae		
アカメカブトカゲ	<i>Tribolonotus gracilis</i>	インドネシア	少なくとも65
アオジタトカゲ属	<i>Tiliqua</i> spp. (excluding <i>T. rugosa</i> )	インドネシア、 オーストラリア	少なくとも44
ホカケトカゲ属	<i>Hydrosaurus</i> spp.	フィリピン	8
ミズヘビ科	<i>Nerodia</i>	フィリピン	6
ウッドチャック	<i>Marmota monax</i>	タイ	4
アフリカヤマネ	Dipodidae	タイ	4
アゴヒゲトカゲ属	<i>Pogona</i> spp.	オーストラリア	1
ムカデ	Chilopoda	インド	不明
<b>合計</b>			<b>少なくとも500</b>

## 容疑者

氏名から判断して少なくとも4名の日本人容疑者が、過去に野生動物の密猟または密輸（または密輸未遂）で逮捕、もしくは有罪判決を受けたことがある再犯者であり、うち2名は、1年の間に少なくとも2回逮捕されていたことが分かった。その一例では、日本人男性が、日本の市場で人気のある様々な爬虫類（ミドリニシキヘビ *Morelia viridis* やマツカサトカゲ）を2018年5月にインドネシアから（Tangerang Online, 2018）、および2019年6月にオーストラリアから（The Japan Times, 2019）密輸しようとして逮捕され、その後同年9月に、アルマジロトカゲ *Ouroborus cataphractus* の違法捕獲によって南アフリカで有罪判決を受けていた（Times LIVE, 2019）。他の特徴的な事例として、犯罪組織によって運び屋として利用されたと考えられる、若い日本人女性容疑者の関与があげられる。その一例

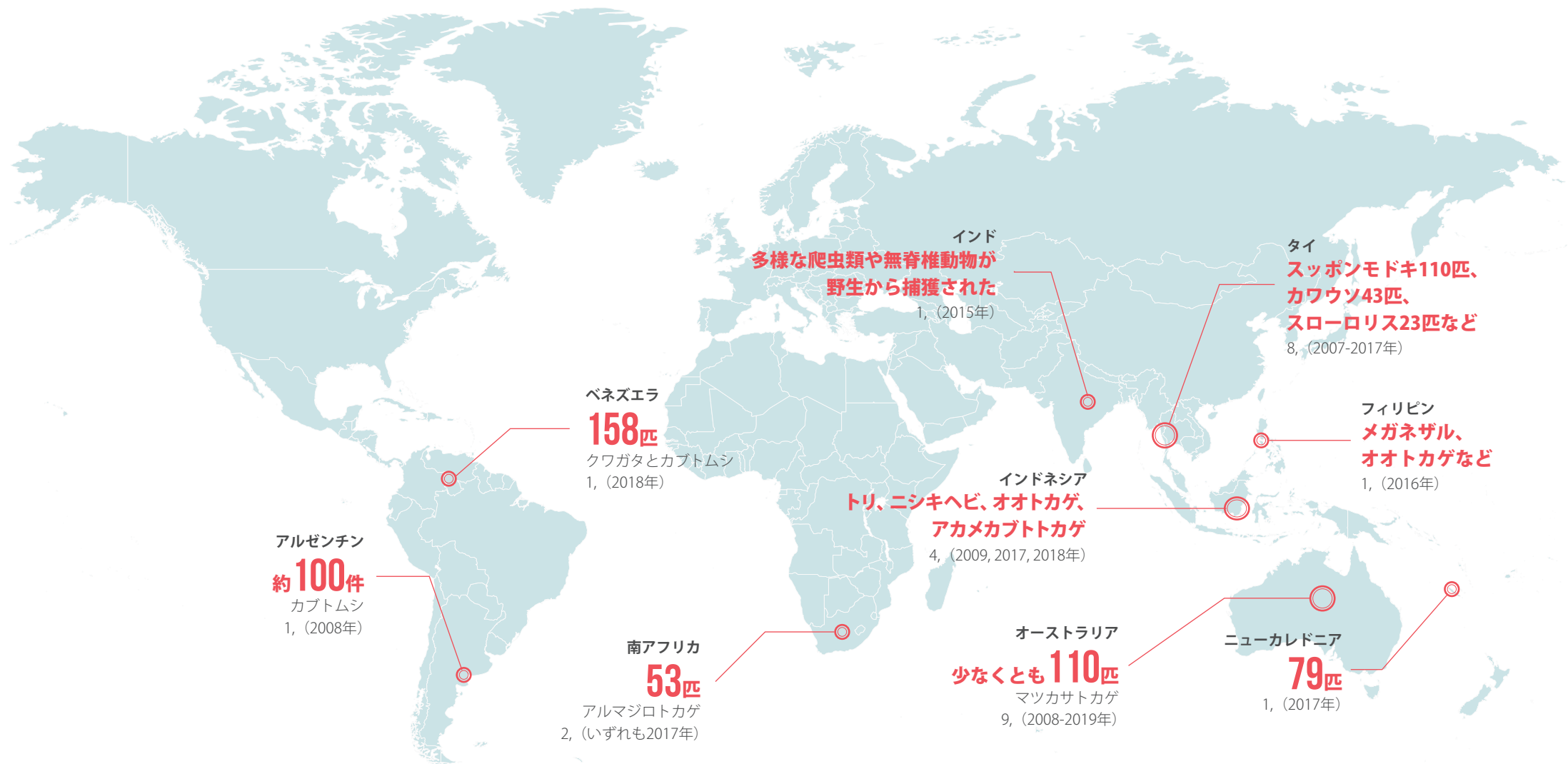
に22歳の大学生がタイからカワウソを密輸しようとして2017年に逮捕された事件（Nikkan Cyzo, 2017）や、27歳の女性がオーストラリアから19匹のマツカサトカゲを密輸しようとして2018年に有罪判決を受けた事件がある（Sueie, 2019）。

容疑者に最終的に科された刑に関する情報は一部の事例でしか確認できなかったが、懲役刑を受けたことが分かった7名の容疑者のうち、5名は懲役1年未満を科され、南アフリカでの事件に関与した他2名に関しては長期の懲役刑または高額な罰金の選択肢を与えられた（すなわち、13年の懲役または100万南アフリカランド（69,000米ドル相当）<sup>12</sup>、もう一方は懲役6年または30万南アフリカランド（20,700米ドル相当）の罰金）（Sunday Times, 2018）。

<sup>12</sup> 1南アフリカランド（ZAR）= 0.069米ドル、2019年1月26日時点



図14：2007～2019年の間に日本を目的地としたエキゾチックペットの密輸として海外で押収され、報告された主な事件（参照：メディア報道）。丸印のサイズは報告された事件数を表しており、実際の件数は説明欄の押収の年の前に記載した。地図上の印の位置は、実際の摘発場所ではなく、国のおおよその中点を示している





コモンマーモセット  
♀ ¥330000





# 結果

## 日本からの違法輸出

### 日本の固有種・在来種のアジア諸国への輸出

2010年から2019年の間に、エキゾチックペットの日本からの違法輸出事件（7件）および日本を経由国としたとした事件（1件）、合計8件が確認され、1件を除くすべてが日本国外で摘発されたことが分かった（表6）。摘発した国・地域には、米国、香港、ベルギー、中国本土、およびタイが含まれる。爬虫類が押収個体の中で最も多く（643匹のカメおよびリクガメ）、127匹の昆虫（カブトムシ）および両生類（イモリ10匹）が続いた。哺乳類、鳥類または魚類を含む事件は確認されなかった。

日本の固有種であるニホンイシガメ *Mauremys japonica*（事件3、表6）、リュウキュウヤマガメ *Geoemyda japonica*（事件6）、およびイボイモリ *Echinotriton andersoni*（事件5）が絡んだ事件が3件あった。このうち、イボイモリ以外はワシントン条約附属書Ⅱに掲載されている。日本は国内法でイボイモリならびにリュウキュウヤマガメを（いずれもIUCNレッドリストで絶滅危惧種（EN））を保護対象とし、野生からの捕獲と輸出を禁止している。日本の固有種ではないが、在来種のカブトムシ *Trypoxylus dichotomus*もまた、2019年にタイで押収されている（事件8）。

押収個体数が最も多かった事件は2015年に日本で摘発されたもので（事件4）、合計391匹の日本在来の淡水ガメ（*Mauremys japonica*と*M. mutica kami*）が、中部国際空港を出発しようとした2名の中国人の手荷物から発見された（ペット目的だったのか、食用目的だったのか、または両方であったのかは不明である）。中国本土が関与したものは別に、香港では2度の摘発が確認されており、2018年には日本からのリュウキュウヤマガメ約60匹が押収されている（事件6）。この事件で逮捕された日本人容疑者には、香港の裁判所で懲役1年の刑が宣告された（Asahi digital, 2019）。



表6：メディア報道から確認した、2007～2019年の間の日本からのエキゾチックペット違法輸出事件

\* 個体は南西諸島固有亜種 (*M.mutica kami*) であった可能性がある

No. <sup>13</sup>	事件発生日	摘発した国	押収された個体			摘発場所／発見場所 容疑者／押収後
			和名	学名	押収個体数	
1	2010年 8月	アメリカ	カメ	Testudines	42	ホノルル国際空港／預け入れ 荷物 日本人男性／逮捕
2	2011年 1月7日	アメリカ	オオアタマガメ	<i>Platysternon megacephalum</i>	合計55	ロサンゼルス国際空港 日本人男性2名 (39/49) / 起訴
			インドホシガメ	<i>Geochelone elegans</i>		
3	2015年 5月	日本	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>	合計391	中部国際空港／スーツケース 中国国籍2名／告発なし
			ミナミイシガメ*	<i>Mauremys mutica</i>		
4	2015年 8月10日	香港	カメ	Testudines	95	香港国際空港／国際貨物 不明
5	2015年 11月	ベルギー	イボイモリ	<i>Echinosriton andersoni</i>	10	ベルギー税関／貨物 不明
6	2018年 10月	香港	リュウキュウヤマガ メ	<i>Geoemyda japonica</i>	60	香港国際空港／スーツケース 日本人男性 (43) / 香港で有 罪判決 (懲役1年)
7	2019年 5月24日	中国本土	アトラスオオカブト	<i>Chalcosoma atlas</i>	合計7	成都税関／国際郵便 不明
			オウゴンオニクワガ タ	<i>Allotopus rosenbergi</i>		
8	2019年 7月1日	タイ	カブトムシ	<i>Trypoxylus dichotomus</i>	100	ドンムアン空港／スーツケー ス
			クワガタ	Lucanidae	20	日本人男性 (44) / 逮捕

<sup>13</sup> References : case 1 ; Los Angeles Times 2011/ 8/ 1 "Japanese man pleads guilty to smuggling exotic turtles into LAX". 読売新聞 2011/ 6/ 6 「希少カメ 売買横行」. 2 ; The United States Attorney' s Office Central District of California (press release) 2011/ 1/ 10 "Japanese nationals arrested on charges of smuggling turtles and tortoises from Japan into the united states", Los Angeles Times 2011/ 1/ 11 "Eotic turtles seized at LAX in smuggling arrest" <https://www.latimes.com/archives/la-xpm-2011-jan-11-la-me-0111-turtle-smuggle-20110111-story.html>. 3 ; 朝日新聞2015/ 5/ 25 「スーツケースにカメ400匹 絶滅危惧、密輸未遂の疑い」、中日新聞2015/ 5/ 25 「密輸?カメ400匹押収 中部空港 男女が出国試みる」. 4 ; Government of Hong Kong (press release) 2015/ 8/ 10 "Hong Kong Customs seized turtles at airport (with photo)" <https://www.info.gov.hk/gia/general/201508/10/P201508100800.htm>. 5 ; 沖縄タイムス 2016/ 7/ 15 "密輸された天然記念物のイモリ、ベルギーから沖縄に戻る" <https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/54358>. 6 ; NHK NEWS WEB 2018/12/ 7 「沖縄にだけ生息の希少カメ 香港に大量密輸」、朝日新聞2019/ 5/ 7 「手荷物にカメ60匹 「密輸中継地」で日本人に実刑判決」 <https://www.asahi.com/articles/ASM573SMYM57UHBI01G.html>. 7 ; AFP BB NEWS 2019/ 5/ 24 「国際郵便物の中から生きているカブトムシ 発送元は日本、成都税関で発見」 <https://www.afpbb.com/articles/-/3226469>. 8 ; 産経新聞2019/ 7/ 3 「カブトムシ密輸の男逮捕 タイの空港、繁殖目的か」 <https://www.sankei.com/world/news/190703/wor1907030020-n1.html>.



# 考察



# 考察

## 日本税関の差止

### 税関の差止記録とそれが意味するもの：発見率

日本税関によって2007年から2018年の間に輸入時に差し止められたワシントン条約掲載種のうち、エキゾチックペットとして利用される動物の差止が合計78件、1,161匹報告されており、年間の差止件数は2008年以降、10件を下回っていることが明らかになった。押収に関するデータの解釈は、実際に行われている密輸の規模が未知であること、および法執行努力が一律でないことから困難である。しかし、日本がすべてのワシントン条約差止記録を公開していることを考慮すると、上記の日本税関による差止件数の水準は、主要な消費市場にしては決して多い数ではないと考えられる。大まかな規模の比較を例に挙げると、日本が報告したワシントン条約掲載種の生きた動物の合法輸入量は、エキゾチックペットの主要消費国のひとつである米国の当該輸入量（CITES Dashboard：2013～2017年、全目的）の少なくとも15%（爬虫類についてであり、他の分類群ではこれより高かった）であった。しかし、本調査において集計された日本での差止数量は、同期間に米国により報告された比較可能な押収個体数（CITES Trade Database<sup>14</sup>）のわずか2%に留まった。法執行努力以外の要因がこの差異に影響を与えている可能性もあるが、象牙などの他のワシントン条約掲載種に関する日本の摘発状況が決して高いとは評価されていないことは注目に値する（Kitade and Nishino, 2017; Milliken *et al.*, 2016）。

### 差止の規模および価格：日本の合法市場でロンダリングすることで生み出される利益

差止の多く（54%）は1件あたりの数量が5匹

以下の小規模なものであった。この数字は、一度に百以上、時に千以上もの生きた動物を含む押収が多々ある中国本土や香港などの他のアジア諸国・地域の大規模な押収と比べるとかなり小規模である（Utermohlen and Baine, 2018）。しかし、日本での差止は、市場推定価格でみると1件あたり平均150～350万円という高額な金銭的価値を伴っていた。

2014年から2018年にかけて日本税関によって差し止められた個体の合計市場推定価格<sup>15</sup>は、5,400万～1億2,500万円に達した。国内の合法市場規模の正確な推定が難しいため、金額の有意義な比較は出来ないが、差止記録から特定されたすべての種に対して合法市場における小売価格が見つかったという事実は、日本の国内合法市場の存在が密輸を成り立たせるうえで重要な役割を担っていることを示唆する。差止記録は日本の国境を通過して実際に密輸入された量の一部に過ぎないことから、日本税関による差止個体の推定価格は、おそらく、密輸されたエキゾチックペットの日本の国内市場でのロンダリングにより生み出されている犯罪収益のごく一部でしかないと考えられる。

## 違法取引のパターン

### 輸入国としての日本：国際的なフットプリントと公衆衛生に対する影響

海外のメディア報道による情報から、日本が多種多様な野生生物の密輸の目的地となっていることが明らかになった。2007年から2018年までの間に日本税関によって差し止められた1,161匹のうち、ワシントン条約附属書Ⅱ掲載種が91%、附属書Ⅰ掲載種が5%、附属書Ⅲ掲載種は3%であった。爬虫類が71%と大部分を占め、哺乳類19%、鳥類6%と続いた。直接の輸出国として特定された13の国・地域のうち、東南アジア（55%）および東アジア（36%）からの輸出が特に多く確認された。海外での押収に関するメディア報道は完全からは程遠いもの

<sup>14</sup> 米国は、ソースコード「I」を使用して、没収および押収をワシントン条約事務局に報告している。2007年から2018年にかけて米国は生きた哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、節足動物、およびクモ類（すべての目的コード）の52,164個体、922件の押収を報告している。

<sup>15</sup> 押収個体は、密輸されたものだが、それらが税関によって摘発、押収されずに水際での取り締まりを通過してしまえば、日本の国内市場において合法的に取引することができるという、無規制な状態となっている。



の、少なくとも1,207匹が28件の事件で押収され、日本税関の差止記録では特定されなかった国（オーストラリア、南アフリカ、南アメリカの国々など）における日本人の密輸関与に加え、多数のワシントン条約非掲載種（オーストラリア固有の爬虫類や南米のカブトムシ）が密輸の標的となっていたことを明らかにした。特に、生息国において国内法で保護されているワシントン条約非掲載種が密輸されているという事実は、国際的な違法取引撲滅のためにワシントン条約でも保護する必要性について警鐘を鳴らしている。

エキゾチックペットの密輸には、関係する国に与える明らかな保全上および社会経済的影響に加え、動物由来感染症の伝播リスクという、重大な公衆衛生上の懸念が潜んでいる。本調査は、感染症法により輸入が厳しく禁止されている、185匹の霊長類と10匹のコウモリのワシントン条約違反による差止があったことを明らかにした。これらの動物は、エボラ出血熱（コウモリや霊長類）や、SARS、MERS、および直近ではCOVID-19（おそらくコウモリ）を含む感染症を人間の間で蔓延させる可能性のある病原菌の潜在的な宿主または媒介者として知られている（Andersen et al., 2020; WHO, 2019, 2020 a, 2020 b）。様々な動物由来感染症のリスクを伴うこうした種を含む動物の違法取引が確認されたことは、市民の間での問題認識向上、および日本や諸外国におけるエキゾチックペット取引の新たな規制枠組みを早急に整える必要があることを示している。

### 違法取引のルート：アジアの主要な取引ハブ—タイ、香港、および中国本土

差止記録は、日本に向けた密輸品の直接の輸出国・地域を示しているが、本調査で多く確認されたタイ、中国本土、および香港は、生きた動物を含む様々な野生生物の取引拠点としてよく知られている（OECD, 2019; Phassaraudomsak and Krishnasamy, 2018）。日本税関の差止記録では、タイが哺乳類と鳥類の主要な輸出国であったが、特定された哺乳類種のうち1種を除くすべてが、南米かアフリカに生息する種、つまりタイには生息しない種であった。

中国本土および香港に関しては、他地域から密輸されたリクガメや淡水ガメが流入するハブとなっていることで知られている（Inglis et al., 2018; Utermohlen and Baine, 2018）。さらに、最近の警視庁による密輸事件の報道発表（2019年11月）では、2017年と2018年にオーストラリア固有の2匹のペレンティールオオトカゲ*Varanus giganteus*が香港から密輸されており、ここでも香港の役割が強調された（Nippon TV, 2019）。一方、本調査の分析からは、生息国から直接日本に向けた密輸も発生していることが示され、インドネシア、オーストラリア、および南アフリカからの爬虫類の密輸がこれに該当すると思われる。

### 輸送形態：主要な国際空港に入港する旅客機

日本税関の輸入差止が行われた輸送形態は、65%が旅客機（旅客の所持品・荷物）、続いて国際郵便24%、航空貨物8%、およびクルーズ船3%であることが明らかになった。差止場所に関しては、大都市圏（すなわち、首都圏東京と大阪）の主要な国際空港および国際郵便局に集中していた。島国の日本に向けては、旅客機が生きた動物、特に恒温動物である哺乳類と鳥類の密輸に最も適した輸送方法となっていると考えられる。航空貨物の差止は、はるかに頻度が少なく、魚類と両生類の差止であった。主要な国際空港での差止が多いのは、往来の多さを単に映していると考えられる：日本で最も利用の多い成田国際空港には、2018年に国際線で3,300万人、貨物200万トン以上が発着しており、当然のことながらエキゾチックペットの差止実績も最多を記録した。次に頻度が高かったのはエキゾチックペットの差止件数が2番目に多かった関西国際空港であった（Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT, 2020b)）。一般的傾向として、人・貨物の出入りが盛んな主要な国際空港が、密輸の目的地になっていると考えられる。他の空港での押収は限定的であったが、2012年から2017年にかけて地方空港外国人利用者が3倍になっており、今後も政府が地方空港への国際便の増加を検討していることから（MLIT, 2017）、改めてリスクアセスメントが求められる。同様に、航空貨物の差止が限ら

れていたことから、航空貨物での発見、検査、その他のセキュリティ対策のキャパシティを正確に把握するためのレビューも実施していく必要がある。

### 輸送形態：東アジアをつなぐクルーズ船と国際郵便

海上輸送における唯一の差止は、日本の最南端の県沖縄の税関支署によって摘発された、クルーズ船を利用した中国人による爬虫類の密輸であった。一般に海上輸送は、移動に時間がかかるため、生きた動物の密輸には不向きとも言えるが、近隣のアジア諸国をつなぐクルーズ船は密輸の新たなルートとなっている可能性があり、特に日本南西部と東アジアをつなぐ航路を中心に、日本の港に入港する隻数は2013年から2018年の間に約3倍に増加していることも背景にあると思われる（MLIT, 2020a）。実際、近年にはいつてクルーズ船を利用した、香港、台湾および中国本土を含む東アジアからの金や薬物の密輸が多く摘発されている（Japan Customs, 2017, 2018）。

国際郵便における差止は旅客機の次に多く、爬虫類、クモ、および昆虫の輸送に利用されていた。国際郵便は、航空輸送と海上輸送のいずれかで配送されるが、EMSなどの速達便が生きた動物の密輸により頻繁に利用されている可能性があり、クーリエやロジスティクスサービス（日本税関の記録上現在は商業航空（航空貨物）として分類される）もまた、これらの種の違法取引に利用されている可能性がある。

### 差止が少なかった分類群：両生類、魚類、昆虫およびクモ類

両生類、魚類、昆虫およびクモの差止は、日本税関の記録上、稀であった。しかし、海外の押収報告から、南米で摘発された少なくとも2件の日本に向けた密輸未遂事件から多数のカブトムシが押収されていたことが明らかになっており、昆虫が実際には日本へ密輸されているが十分に摘発されていないだけである可能性が示唆される。最近の報道においても、日本市場の需要を満たすため、海外で昆虫が密輸業者によって狙われていることが指摘されている（Actman, 2019b; Berton, 2020）。両生類および魚

類の違法取引に関する情報は少ないが、これらの分類群に関しても日本の国内市場は今もなお活発であることから、取引動向や国内での販売状況の評価を通じて、違法あるいは持続可能でない取引により影響を受けている種や国を特定する必要がある。

### 原産国・経由国としての日本：狙われる日本の固有種

日本からのエキゾチックペットの違法輸出の記録は限られていたが、国際的なエキゾチックペット市場における原産国または経由国としての日本のもうひとつの役割を明らかにした。特に、日本の固有種が密輸される懸念すべき事例が、メディア報道によると調査期間中で最も古いものでは2015年に見つかっている。標的となった爬虫類と両生類の多くは日本の南西諸島の固有種で、TRAFFICはこれまで調査を通じて、国の法律または地方条令によって保護されている種が国際的に活発に取引されていることを明らかにし、ワシントン条約附属書Ⅲ掲載を含む保護の強化を提言してきた（Janssen and Shepherd, 2019; Wakao, 2018）。また日本在来のカブトムシの違法輸出に関する報道も2019年に初めて見つかり、これまで調査されてこなかったこれらの種についても取引のモニタリングに力を入れる必要性を示唆している。

## 法執行上の課題

### 水際での摘発：効率的な摘発に必要となる協力

税関がすべての密輸を阻止することは必然的に不可能であり、日本税関にとって状況は年々厳しさを増している。過去30年で海外からの来訪者数は10倍以上、輸出入の申告に関しては5倍に増加し（Japan Customs, 2019）、税関のリソースはこれへの対処で使い果たされていると言える。エキゾチックペットの差止件数は限定的である一方で、国内市場における爬虫類などの人気上昇に伴い（Wakao et al., 2018）、今後違法取引は増えていく可能性がある。税関に十分なリソースを確保することに加え、現在の人材、財源、および技術的な不足を補うためのキャパシティアセスメントの実施を検討する

必要がある。新たな対策は、現存の能力と技術を最大限に活用し、より効率的な摘発を可能にするものでなくてはならない。特に、アジア地域における国際的な法執行面での協力、および違法取引の疑いのある活動を見つけ出し報告するために、NGOを含む市民社会や輸送業界との連携を強化していくことが強く推奨される。地域における協力の例には、欧州での施策として開発され、アフリカ地域においても導入された野生生物取引に係わる情報交換プラットフォーム (TWIX) があげられる (TRAFFIC, 2020)。輸送業界の積極的な参加は、バッキンガム宮殿宣言やROUTESパートナーシップなどの国際的なイニシアティブを通じてすでに広がりを見せ、日本においても航空企業の取組が始まっているが (TRAFFIC, 2019a)、今後はさらなる連携強化が期待される。

### 税関および警察による犯罪捜査と告発：過去10年にみられる対応姿勢の強化

犯罪捜査の実施状況を評価するために得られた情報は限定的であったが、2007年以降、税関によって、あるいは警察との共同の捜査によって容疑者の告発に至った密輸事件が合計で少なくとも12件特定されており、うち8件は2017年以降に起きた事件であった。12件のうち8件が日本税関の犯則調査を経て告発につながったという事実は、関税法では、情状が懲役刑に処すものではないとされる場合に、刑事告発ではなく通告処分として処理されることを踏まえると、エキゾチックペットの密輸がより悪質な犯罪として扱われるようになったことがうかがえる。これは、社会の認識の高まりに加えて、税関による取り締まりをかいぐり密輸に成功した容疑者を国内で捜査・刑事告発する警察の積極的な取り組みの姿勢に後押しされ、日本の税関職員が水際で摘発した密輸事件も、同様に重い罪として扱う必要性が生じた結果と考えられる。処罰の厳格化がうかがえる他の要素として、附属書Ⅰ掲載種に比べてはるかに軽微な違反として処理されてきた附属書Ⅱ掲載種が対象の事例において、告発や起訴に至っているものが増えたことがあげられる。2000年代まで、附属書Ⅱ掲載種の差止はほとんど刑事事件とし

て犯則調査の対象とされてこなかった (Mr. Masayuki Sakamoto, *pers comm.*, 13th March, 2020)。

しかしながら、全体としては、調査の対象期間に日本で刑事事件として告発されたことが確認できた事件数は限定的であった。また、入手可能な情報が限られていたため、より踏み込んだ評価は困難であった。それでも今後注意を払うべき側面として、税関の通告処分を通じて科される罰金が (2014年から2018年にかけて罰金処理された可能性のある事件は最大で17件)、犯罪の重大性と密輸した動物の金銭的価値に釣り合っているかどうかを評価することが挙げられる。さらに、水際で摘発されなかった事件を明るみに出す警察の役割の重要性を踏まえ、密輸事件を捜査し起訴する際に警察が直面する課題についても、今後より詳細に評価していく必要がある。

### 捜査上の課題：国際郵便の抜け穴

具体的な課題のひとつに、犯人を容易に特定できない国際郵便による密輸があげられる。事実、本調査の差止記録の分析からも、国際郵便が輸送形態として2番目に多かったにもかかわらず、容疑者の告発が確認された事件のうち、国際郵便を利用した事件は1件もなかったことが明らかとなった。このうち2件では、合計で推定価格が310万円となる26頭のオオトカゲが差止められているが、個体の任意放棄で処理されている。さらに、関税法では、内容品の価格が一定金額に満たない国際郵便物に関しては輸出入の申告を免除していることが抜け穴となり、関税法違反での差止が困難になっている。これには、積極的な捜査を通して密輸を他の関連法のもとで立件することで対処していく必要がある (Chief Inspector, Fukuhara, Tokyo Metropolitan Police, *pers. comm.* 23rd October, 2019)。また、税関で一般的に課題となっているのが、種の迅速な特定が困難という点であり、これは特に容疑者が海外からの一時来訪者であるような時間的制約がある事件の際、一層深刻な問題となってくる。

### 捜査上の課題：犯罪ネットワークへの対処

関税法違反の罪で告発されたのは実際に密輸を行



った運び屋に概ね限られていたことから、密輸に関与した他の容疑者を特定し、告発につなげていくことも今後取り組むべき課題のひとつと言える。海外の事例の中には実際に、裏組織により「アルバイト」として紹介され密輸に手を染めたと示唆される若い日本人女性がタイとオーストラリアで逮捕された事件も含まれ、犯罪ネットワークとのつながりがある可能性が指摘されている（Nikkan Cyzo, 2017; Sueie, 2019）。さらに、2018年のカワウソの密輸に関する国内での警察による捜査は、密輸に直接関わった容疑者が、特殊詐欺グループ、すなわち組織化された犯罪ネットワークのメンバーと接触していた可能性を明らかにしているが、その組織を法の下で審理するには至っていない。こういった組織犯罪に対抗するには、「follow-the-money（金の動きを追い）」アプローチ等を駆使した一段と連携が求められる捜査とともに、場合に応じて、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」など、他の法規制をうまく適用していくことが必要である。

### 司法の対応：再犯の抑止力になっていない刑罰

司法対応に関する情報は容易に入手できなかったが、結果が分かっている10の事件における14名の被告人すべてが有罪となったことが明らかになり、有罪判決率は高かった。しかし、少なくとも4名の被告人には、日本または海外のいずれかにおいてエキゾチックペットの密輸で起訴・有罪判決を受けた前科・前歴があったという事実は、こうした悪質な犯罪に対して、国内外の法執行全体が抑止力として十分でないことを示している。その一因に、刑罰の軽さがあると考えられる。国内では、14名の被告人のうち、3名のみが執行猶予なしの懲役判決を受け、最も重いものでも1年10カ月の懲役刑および80万円の罰金というものであった。8名の被告人は、平均して約47万8千円の罰金刑を受けた。量刑は、刑法によって適切な判断基準が定められ、法定刑に応じて決定されるが、日本の司法機関において野生生物犯罪に関する認知・知見が十分でない現状を考慮すると（Dr. Yoshihiro Tanaka, University of Niigata, pers. comm. 29th October, 2019）、深刻

化する野生生物の違法取引がもたらす社会経済的影響や、潜在的な公衆衛生面のリスクを、量刑により的確に反映する余地があると思われる。よって、司法セクター関係者の野生生物犯罪に対する認識強化が望まれ、諸外国における先行事例からそのノウハウを活用できる部分もあると思われる（例えば、（TRAFFIC, 2019b, 2019c; United States Department of Justice, 2015））。法律面では、改正関税法（2018年）で、密輸品の金銭的価値がより的確に罰則に反映される形となったことから、量刑を重くする機会のひとつと捉えられる。

### 法的枠組みと国内市場：阻止すべきロンダリング

法執行機関による密輸への対抗努力は、わずかな法規制で密輸個体の容易なロンダリングを許している日本の国内エキゾチックペット市場では実を結ばない。国内市場に適用される現在の法的枠組みでは、密輸されたことを立証するに十分な直接的証拠が揃っていない限り、国内で取引される個体（ワシントン条約附属書 I 掲載種で、種の保存法により保護されているものを除く）の合法性を問うことができない。警察の国内捜査によって起訴につながった成功事例が少なくとも4件確認された一方、特に合法的な輸入記録または国内繁殖の実績がある種では、立件に結びつけるのが依然として非常に難しい。動物取扱事業者を規制する動物愛護管理法にも、事業者により調達または取引されている絶滅のおそれのある種の合法性やトレーサビリティを確保するための効果的な規定が存在しない。法の抜け穴をふさぎ、違法行為への抑止力を高めるためには、法的枠組みの徹底的な見直しが必要である。同様に、エキゾチックペット業界、ならびに獣医師やエキゾチックペット用の商品や保険を扱う企業を含むその他の関連セクターは、エキゾチックペットの密輸とロンダリングを効果的に防止し、撲滅するための自主的な対策を導入するべきである。



# 結論

品名	ドミヤ 1170px
種別	2 / 3 / 10
最大容量	25
数量	CB
年/月	2019
価格	¥ 9,800-

品名	ヒナシメリアイ 970px
種別	2 / 3 / 10
最大容量	70
数量	JCB
年/月	2019
価格	¥ 6,800-

品名	トビックス 970px
種別	2 / 3 / 10
最大容量	70
数量	JCB
年/月	2019
価格	¥ 19,800-



# 結論

データおよびアクセス可能な情報に制限はあったものの、本調査の結果はいくつかの重要な要素を明らかにした。最初に、差止記録の分析は、アジア地域がエキゾチックペット取引の重要なハブとなっていることを提示し、国境を越えて行われる違法取引を効果的に、厳しく取り締まるには政府間の協力が極めて重要となることを強調した。司法セクターを含む日本の法執行機関は、エキゾチックペットの密輸に対抗するために協力体制の構築、対応能力の強化、および認識の向上を目指す必要がある、かかる

取り組みは、国レベルの取り組みにより主導されること、ならびに民間部門（輸送業界、オンライン企業やエキゾチックペット取扱事業者）やNGOを含む幅広い市民社会を動員し、セクターを越えた協力により支えられるべきである。最後に、国内市場に紛れ込む密輸個体のロンダリング問題に対策を講じていくことも、エキゾチックペットの密輸に対抗するうえで極めて重要である。

したがってTRAFFICは以下を提言する。

1

提言：

## 国際および地域レベルの法執行協力

日本および国際的なエキゾチックペットの違法取引により影響を受けている国・地域、特にアジア地域の法執行機関は以下を行うべきである：

- ✓ エキゾチックペットの違法取引撲滅に向け、新たなあるいは既存の二国間・多国間の枠組みを構築・発展させ、**国家間の執行協力体制を強化すること**
- ✓ 情報交換と協力を円滑に行うため、欧州およびアフリカ地域で導入されている「野生生物取引に係わる情報交換プラットフォーム（Trade in Wildlife Information eXchanges：TWIXs）」と類似するツールの開発をアジアにおいても検討すること

2

提言：

## 日本での法執行

日本政府は以下を行うべきである：

- ✓ 現状評価、キャパシティアセスメント、対話、合同研修などを通じて**関係当局間の法執行協力体制を構築する**とともに、タスクフォースを立ち上げてエキゾチックペット違法取引を含む野生生物犯罪に対処するための国家行動計画を策定し、実行すること
- ✓ 法執行機関による野生生物の違法取引の摘発、種の識別、捜査、および円滑な司法プロセスを支援するため、専門家、NGOおよび関連セクター（例：輸送、金融、オンライン、および野生生物取扱事業者）などの**市民社会を動員し**、正式な協力体制に組み込むこと
- ✓ キャパシティアセスメントに基づき、執行機関に**十分な人的資源および財源を割り当て**、国内および国際連携を通じた野生生物の違法取引に対する刑事司法の対応が一層効果的になるようにすること



提言：

## 日本での法執行

日本の法執行機関（税関と警察）は以下を行うべきである：

- ✓ 野生生物の違法取引に関する職員の問題認識および、摘発・調査能力を高めるため、協力体制強化に向けた当局間の対話や合同研修を含む**さらなる能力開発を実施すること**
- ✓ 密輸のルートになりやすい場所や現在対応が不十分と考えられる輸送手段に重点を置いた**税関のキャパシティアセスメントを実施し**、新たな財源・人的資源の配置および摘発を後押しする技術の導入を進めること
- ✓ 刑事司法対応の妨げとなっている、関税法の抜け穴を利用した**国際郵便による密輸に対抗する**ための施策（他の法律を適用するなど）を確立すること
- ✓ エキゾチックペットおよびその他の野生生物の違法取引に関与する**犯罪ネットワークの取り締まり能力を高める**ため、プロファイリングや情報活動に基づく監視、金融捜査、ならびに該当する場合は犯罪収益の没収のための告発といったアプローチを最大限に活用すること
- ✓ 一般市民が違法取引の傾向と裁判結果を知ることができるよう、**ワシントン条約違反として刑事告発されたすべての事件に関する基礎情報を一般市民に公開すること**

日本の司法セクターは以下を行うべきである：

- ✓ 検察官、裁判官、ならびに裁判員が**野生生物の違法取引の重大さと影響をより良く認識するための適切な方法（正式な研修に追加など）を検討すること**
- ✓ 野生生物犯罪における司法の対応の評価を促し、違法行為への抑止力を高めるため、法律でも認められているように、**一般市民が刑事事件の確定記録に容易にアクセスできるようにすること**

### 3

提言：

## ワシントン条約と国内法

日本政府ならびに政策決定者は以下を行うべきである：

- ✓ ワシントン条約に関する国内法および野生生物の違法取引に関わる他の法律について、罰則のレベルを含む現行の枠組みのレビューを行い、**抑止力を高めるために可能な対策を検討すること**
- ✓ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）および「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）を含む国内取引規制の枠組みのレビューを行い、**違法に取得した個体の国内市場へのロンダリングを防止するための効果的な対策を検討すること**

- ✓ **動物由来感染症のリスクを軽減**するため、生きた動物の輸出入および国内販売の管理に関わる現行の規制のレビューを行い、強化を検討すること
- ✓ ワシントン条約、種の保存法、または地方自治体条例の対象種に追加することで、エキゾチックペット違法取引により影響を受けている**日本の絶滅のおそれのある在来種**を緊急に十分な法的保護の対象とすること

エキゾチックペット違法取引により影響を受けている種を、生息国の法令のみで保護している政府は以下を行うべきである：

- ✓ 日本などの輸入国の水際での取り締まりを可能にするため、影響を受けている種の**ワシントン条約附属書IIIへの掲載を早急に検討**すること

## 4

提言：

### 市民社会

国際NGOおよび日本のNGOは以下を行うべきである：

- ✓ 以下を通じて、**効果的な法執行を支援**すること：1) 国際協力、関係当局間の協力の促進、2) 研修および技術・情報共有を通じた専門的支援、3) 市民および民間企業の動員、4) 野生生物の違法取引のモニタリングと通報
- ✓ 司法の対応能力と刑罰を通じた抑止力の評価を促進するため、野生生物犯罪事件に対する法執行および司法の対応を**裁判の追跡を通じてモニタリング**すること
- ✓ **継続的な取引と市場のモニタリング**を行い、最新の取引動向およびペット需要の傾向を探り、とりわけこれまでに押収報告が比較的少ないとされる分類群、場所、経路、および輸送手段に関しても実態の把握に努めること

日本のエキゾチックペット業界および関連するステークホルダー（獣医師やエキゾチックペット用品や保険を取り扱う企業など）は以下を行うべきである：

- ✓ 密輸に対し以下を通じ、**密輸に対するゼロ・トレランス方針を導入**すること：1) 売買される動物のトレーサビリティおよび入手経路の合法性の証明のための仕組みの確立、2) 野生生物犯罪に関与した個人や事業者による市場やサービスへのアクセス制限
- ✓ **疑わしい活動を積極的に法執行機関に通報**し、効果的な捜査が可能となるよう支援すること

輸送業界（航空、海運、および物流会社）は以下を行うべきである。

- ✓ **企業および業界理念、指導方針やベストプラクティス事例に野生生物の違法取引への対策を盛り込み**、法執行機関への情報提供や現場の法執行機関との連携を導入すること
- ✓ 職員が野生生物の違法取引を発見し法執行機関へ報告するために必要な知識とスキルを身に付けるよう、**普及啓発および各部署の役割に特化した研修（ROUTESパートナーシップ\*などを通じ）を実施**するとともに、既存の研修プログラムに組み込むこと

\* **ROUTESパートナーシップについて**

米国国際開発庁（USAID）絶滅のおそれのある種の違法な輸送削減に関する取り組み（ROUTES）は、野生生物の違法取引を撲滅するため、輸送および物流会社、政府機関、開発機関、法執行機関、保全団体、およびドナーの連携を通じて、野生生物の密猟や関連する犯罪活動に世界的に団結して取り組んでいる。詳細情報や資料は以下で確認することができる：[www.routespartnership.org](http://www.routespartnership.org).



# 付録

## 参考文献

- Actman, J. (2019a). Exotic pet trade, explained. *National Geographic*, <https://www.nationalgeographic.com/animals/reference/exotic-pet-trade/> Retrieved 20th February 2019.
- Actman, J. (2019b). Bug smuggling is big business. *National Geographic*, <https://www.nationalgeographic.com/animals/2019/09/bug-smuggling-big-business/> Retrieved 5th September 2019.
- Altherr, R. S., Lameter, K., & Cantu, J. C. (2019). The trade in nationally protected lizards from Australia, Cuba and Mexico and the EU's role as a main destination. *TRAFFIC Bulletin*, 31(2): 59–66.
- Andersen, K. G., Rambaut, A., Lipkin, W. I., Holmes, E. C., & Garry, R. F. (2020). The proximal origin of SARS-CoV-2. *Nature Medicine*. <https://doi.org/10.1038/s41591-020-0820-9>
- Asahi digital. (2018). 日本人の男、南アで有罪判決 アルマジロトカゲ違法所持 [Japanese man convicted in South Africa for illegal possession of Armadillo Girdled Lizard] (in Japanese). 朝日新聞デジタル, <https://www.asahi.com/articles/ASL5Y0CT8L5XUHBIO2G.html> Retrieved 29th May 2018.
- Asahi digital. (2019). 手荷物にカメ60匹「密輸中継地」で日本人に実刑判決:朝日新聞デジタル [60 turtles in a luggage, Japanese convicted for custodial sentence in trafficking transit country] (in Japanese). 朝日新聞デジタル, <https://www.asahi.com/articles/ASM573SMYM57UHBI01G.html> Retrieved 7th May 2019.
- Auliya, M., Altherr, S., Ariano-Sanchez, D., Baard, E. H., Brown, C., Brown, R. M., Ziegler, T., *et al.* (2016). Trade in live reptiles, its impact on wild populations, and the role of the European market. *Biological Conservation*, 204: 103–119. <https://doi.org/10.1016/j.biocon.2016.05.017>
- Berton, E. (2020). Why rare beetles are being smuggled to Japan at an alarming rate. *National Geographic*, <https://www.nationalgeographic.com/animals/2020/02/bolivian-beetles-smuggled-to-japan-for-fighting/> Retrieved 4th February 2020.
- Bush, E. R., Baker, S. E., & Macdonald, D. W. (2014). Global trade in exotic pets 2006–2012. *Conservation Biology: The Journal of the Society for Conservation Biology*, 28(3): 663–676. <https://doi.org/10.1111/cobi.12240>
- Calle, S. R., & By-Nc-Sa, C. (2019). CITES CoP18: Facing the challenges of the post-2020 global biodiversity framework. *TRAFFIC Bulletin*, 31(2): 48–58.
- CDC. (2018). Take Care with Pet Reptiles and Amphibians. Retrieved 2nd February 2020, from Centers for Disease Control and Prevention website: <http://www.cdc.gov/features/salmonellafrogturtle/index.html>
- El Zowalaty, M. E., & Järhult, J. D. (2020). From SARS to COVID-19: A previously unknown SARS-related coronavirus (SARS-CoV-2) of pandemic potential infecting humans – Call for a One Health approach. *One Health*, 9100124. <https://doi.org/10.1016/j.onehlt.2020.100124>
- EUROPOL. (2019). Global action against wildlife crime: 4 400 reptiles saved from criminal hands. Retrieved 18 January 2020, from Europol website: <https://www.europol.europa.eu/newsroom/news/global-action-against-wildlife-crime-4-400-reptiles-saved-criminal-hands>
- franceinfo. (2018). Le Japonais trafiquant de geckos devra déboursier 7,8 millions CFP. *Nouvelle-Calédonie la 1ère*, <https://la1ere.francetvinfo.fr/nouvellecaldonie/japonais-trafiquant-geckos-devra-debourser-78-millions-cfp-553137.html> Retrieved 26th January 2018.
- Gallagher, S. (2017). Exotic Pets in China Fuelling Biodiversity Loss. Retrieved 18th January 2020, from Pulitzer Center website: <https://pulitzercenter.org/projects/exotic-pets-china-fuelling-biodiversity-loss>

- Gomez, L., & Bouhuys, J. (2018). *Illegal otter trade in Southeast Asia*. TRAFFIC, Kuala Lumpur, Malaysia. <https://www.traffic.org/publications/reports/illegal-otter-trade-in-southeast-asia/>.
- Harrington, L. A. (2015). International commercial trade in live carnivores and primates 2006–2012 response to Bush *et al.* 2014.pdf. *Conservation Biology*, 29(1): 293–296. <https://doi.org/10.1111/cobi.12448>
- Inglis, S., Clue, S., Appleby, E., Whitfort, A., Woodhouse, F., Ades, G., Bradford, T., *et al.* (2018). Trading in Extinction—The Dark Side of Hong Kong's Wildlife Trade. <https://doi.org/10.13140/RG.2.2.27577.01124>
- INTERPOL. (2019). Illicit trade in reptiles: hundreds of seizures and arrests in global operation. Retrieved 18th January 2020, from <https://www.interpol.int/en/News-and-Events/News/2019/Illicit-trade-in-reptiles-hundreds-of-seizures-and-arrests-in-global-operation>
- Janssen, J., & Shepherd, C. R. (2019). Trade in Endangered and Critically Endangered Japanese Herpetofauna Endemic to The Nansei Islands Warrants Increased Protection. *Current Herpetology*, 38(1): 99–109. <https://doi.org/doi.10.5358/hsj.38.99>
- Japan Customs. (2017). 各税関の摘発事件発表(平成29年) [Cases charged by custom branches (2017)]. Retrieved 22nd March 2020, from 税関 Japan Customs website: <http://www.customs.go.jp/kyotsu/hodo/jikenhodo/h29jiken/jiken2017.htm>
- Japan Customs. (2018). 各税関の摘発事件発表(平成30年) [Cases charged by custom branches (2018)]. Retrieved 22nd March 2020, from 税関 Japan Customs website: <http://www.customs.go.jp/kyotsu/hodo/jikenhodo/h30jiken/jiken2018.htm>
- Japan Customs. (2019). 最近の関税政策と税関行政を巡る状況 [Recent state of Tariff policy and Customs administration]. Retrieved 22nd March 2020, from [https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/customs\\_foreign\\_exchange/sub-of\\_customs/proceedings\\_customs/material/20191023/kana20191023siryo1\\_1.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/proceedings_customs/material/20191023/kana20191023siryo1_1.pdf)
- Japan Today. (2012). Japanese man arrested for attempting to smuggle 9 lizards out of Australia. Japan Today, <https://japantoday.com/category/crime/japanese-man-arrested-for-attempting-to-smuggle-9-lizards-out-of-australia> Retrieved 26th October 2012.
- Jiji. (2001). 絶滅危機のオウム、インドネシアから密輸. Jiji Tsushin, Retrieved 18th December 2001.
- Kitade, T., & Naruse, Y. (2018). *Otter Alert: A rapid assessment of illegal trade and booming demand in Japan*. TRAFFIC, Tokyo, Japan. <https://www.traffic.org/site/assets/files/11196/otter-alert-vfinal-web-100.pdf>.
- Kitade, T., & Nishino, R. (2017). *IVORY TOWERS: An Assessment of Japan's Ivory Trade and Domestic Market*. TRAFFIC, [https://www.wwf.or.jp/activities/data/20171220\\_wildlife02.pdf](https://www.wwf.or.jp/activities/data/20171220_wildlife02.pdf).
- Lockwood, J. L., Welbourne, D. J., Romagosa, C. M., Cassey, P., Mandrak, N. E., Strecker, A., ... Keller, R. (2019). When pets become pests: the role of the exotic pet trade in producing invasive vertebrate animals. *Frontiers in Ecology and the Environment*, fee.2059. <https://doi.org/10.1002/fee.2059>
- Maron, D. (2019). Turtles are being snatched from U.S. waters and illegally shipped to Asia. *National Geographic*, <https://www.nationalgeographic.com/animals/2019/10/american-turtles-poached-to-become-asian-pets/> Retrieved 28th October 2019.
- Milliken, T., Underwood, F., Burn, R., & Sangalakula, L. (2016). *The Elephant Trade Information System (ETIS) and the Illicit Trade in Ivory: A Report to the 17th Meeting of the Conference of the Parties to CITES*.
- MLIT. (2017). 報道発表資料: 全国 27 の空港を訪日誘客支援空港と認定しました - 国土交通省 [Press release: 27 airports to be certified to increase foreign visitors]. Retrieved 22nd March 2020, from [https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku19\\_hh\\_000070.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku19_hh_000070.html)
- MLIT. (2020a). 報道発表資料: 日本人のクルーズ人口及びクルーズ船の寄港回数が過去最多 - 国土交通省 [Press release: number of cruise ship visitors as well as number of cruise ship drop-ins highest in 2018. Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism]. Retrieved 22nd March 2020, from [http://www.mlit.go.jp/report/press/kajji02\\_hh\\_000243.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kajji02_hh_000243.html)
- MLIT. (2020b). 航空: 空港管理状況 - 国土交通省 [Air lines: state of airport administration" Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism]. Retrieved 22nd March 2020, from [https://www.mlit.go.jp/koku/15\\_bf\\_000185.html](https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000185.html)

- Morgan, J. (2018). *SLOW AND STEADY: The Global Footprint of Jakarta's Tortoise and Freshwater Turtle Trade*. TRAFFIC, Petaling Jaya, Selangor, Malaysia. <https://www.traffic.org/site/assets/files/9341/jakartas-tortoise-and-freshwater-turtle-trade.pdf>.
- Nekaris, B. K. A.-I., Campbell, N., Coggins, T. G., Rode, E. J., & Nijman, V. (2013). Tickled to Death: Analysing Public Perceptions of 'Cute' Videos of Threatened Species (Slow Lorises – *Nycticebus* spp.) on Web 2.0 Sites. *PLoS ONE*, 8(7): e69215. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0069215>
- NHK. (2019). 追跡!カワソウ密輸事件 黒幕は誰だ? [Hunt down! Who is behind the otter smuggling?]. Retrieved 4 April 2020, from NHK クローズアップ現代+ website: <https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4238/index.html?1575243318>
- Nijman, V., & Stoner, S. (2014). *Keeping an ear to the ground: monitoring the trade in Earless Monitor Lizards : a rapid assessment*. TRAFFIC, Petaling Jaya, Selangor, Malaysia.
- Nikkan Cyzo. (2017). 闇のブローカーが暗躍中! 東南アジアからの“希少動物密輸バイト”に勤しむ大学生たち [Black market brokers behind the scene! University students working as 'a part-time worker to smuggler rare animals' from Southeast Asia] (in Japanese). Retrieved 23rd February 2020, from Infoseekニュース website: [https://news.infoseek.co.jp/article/cyzo\\_20171113\\_1425391/](https://news.infoseek.co.jp/article/cyzo_20171113_1425391/)
- Nikkei. (2001). 希少オウム密輸容疑の男を逮捕 [A male suspect alleged for smuggling of rare parrot arrested] (in Japanese). Nikkei, Retrieved 18th December 2001.
- Nippon TV. (2019). “絶滅”トカゲ密輸が「警察来るとは…」 [Threatened lizard possibly smuggled, 'Never thought police would come...'] (in Japanese). Retrieved 23rd February 2020, from 日テレNEWS24 website: <http://www.news24.jp/articles/2019/11/26/07550926.html>
- OECD. (2019). *The Illegal Wildlife Trade in Southeast Asia- Institutional Capacities in Indonesia, Singapore, Thailand and Viet Nam*. <https://doi.org/10.1787/26175835>
- Phassaraudomsak, M., & Krishnasamy, K. (2018). *TRADING FACES A Rapid Assessment on the use of Facebook to trade wildlife in Thailand*. TRAFFIC, Petaling Jaya, Selangor, Malaysia. [https://www.traffic.org/site/assets/files/11073/trading\\_faces\\_thailand\\_2019.pdf](https://www.traffic.org/site/assets/files/11073/trading_faces_thailand_2019.pdf).
- Shepherd, C. R., Janssen, J., & Noseworthy, J. (2019). A case for listing the Union Island Gecko *Gonatodes daudini* in the Appendices of CITES. *Global Ecology and Conservation*, 17e00549. <https://doi.org/10.1016/j.gecco.2019.e00549>
- Stoner, S. (2018). Operation Dragon. Retrieved 3rd January 2020, from [https://wildlifejustice.org/wp-content/uploads/2019/01/WJC-DragonReport-LR-DEF\\_update.pdf](https://wildlifejustice.org/wp-content/uploads/2019/01/WJC-DragonReport-LR-DEF_update.pdf)
- Sueie, K. (2019). トカゲ19匹を旅行カバンに詰め込んで…爬虫類密輸の“闇バイト”で逮捕された27歳OLの末路 [Hiding 19 lizards in a luggage...the fate of 27-year office worker arrested for reptile 'black market part time work']. Retrieved 23rd February 2020, from 文春オンライン website: <https://bunshun.jp/articles/-/12812>
- Sunday Times. (2018). Scales of justice come down heavily against foreign lizard poachers. TimesLIVE, <https://www.timeslive.co.za/news/sci-tech/2018-05-25-scales-of-justice-come-down-heavily-against-foreign-lizard-poachers/> Retrieved 25th May 2018.
- Tangerang Online. (2018). Petugas Avsec Gagalkan Penyelundupan Ular dan Kadal Langka di Bandara Soetta [Avsec Officers Thwart Rare Snake and Lizard Smuggling at Soetta Airport] (in Indonesian).
- The Japan Times. (2019). Two Japanese lizard smugglers get prison time in Australia. The Japan Times Online, <https://www.japantimes.co.jp/news/2019/07/30/national/crime-legal/two-japanese-lizard-smugglers-get-prison-time-australia/> Retrieved 30th July 2019.
- The Sankei News. (2019). カワソウ密輸に特殊詐欺団関与か 日本向け闇取引が急増 [Professional scammer possibly behind the otter smuggling: Increase in black market] (in Japanese). 産経新聞, <https://www.sankei.com/life/news/190216/lif1902160027-n1.html> Retrieved 16th February 2019.
- Times LIVE. (2019). Two Japanese jailed, face deportation for stealing lizards in Cape Town. Times LIVE, <https://www.timeslive.co.za/news/south-africa/2019-11-27-two-japanese-jailed-face-deportation-for-stealing-lizards-in-cape-town/> Retrieved 27th November 2019.



- TRAFFIC. (2019a). All Nippon Airways and Narita International Airport initiative to combat wildlife trafficking - Wildlife Trade News from TRAFFIC. Retrieved 22nd March 2020, from <https://www.traffic.org/news/all-nippon-airways-and-narita-international-airport-initiative/>
- TRAFFIC. (2019b). Orienting the judiciary towards enhanced wildlife crime conviction rates in India - Wildlife Trade News from TRAFFIC. Retrieved 22nd March 2020, from <https://www.traffic.org/news/orienting-the-judiciary/>
- TRAFFIC. (2019c). Kenya judiciary stakeholders advance their commitment to tackling wildlife crime - Wildlife Trade News from TRAFFIC. Retrieved 22nd March 2020, from <https://www.traffic.org/news/kenya-judiciary-stakeholders-meet/>
- TRAFFIC. (2020). TRAFFIC | Trade in Wildlife Information eXchanges. Retrieved 22nd March 2020, from <https://www.traffic.org/what-we-do/projects-and-approaches/supporting-law-enforcement/twix/>
- United States Department of Justice. (2015). Wildlife Trafficking I. United States Attorneys' Bulletin.
- UNODC. (2016). *World Wildlife Crime Report: Trafficking in Protected Species, 2016*. New York. United Nations.
- Utermohlen, M., & Baine, P. (2018). *In Plane Sight – Wildlife trafficking in the air transport sector*. USAID-Routes Partnership, United States. .
- Wakao, Keiko. (2018). 南西諸島固有 両生類・爬虫類のペット取引 [Reptiles and amphibians endemic to Japan's Nansei Islands] (in Japanese). TRAFFIC, Tokyo, Japan. .
- Wakao, Keiko, Janssen, J., & Chng, S. (2018). Scaling up: the contemporary reptile pet market in Japan. *TRAFFIC Bulletin*, 30(2): 64–71.
- Wakao, Keiko, Janssen, J., & Chun, S. (2018). 日本における爬虫類ペット市場の現状 [Status quo of Japan's reptile pet market] (In Japanese). 自然保護助成基金成果報告書, 27.
- Warwick, C., Steedman, C., Jessop, M., Arena, P., Pilny, A., & Nicholas, E. (2018). Exotic pet suitability: Understanding some problems and using a labeling system to aid animal welfare, environment, and consumer protection. *Journal of Veterinary Behavior*, 2617–26. <https://doi.org/10.1016/j.jveb.2018.03.015>
- WHO. (2019). Middle East respiratory syndrome coronavirus (MERS-CoV). Retrieved 22nd March 2020, from [https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/middle-east-respiratory-syndrome-coronavirus-\(mers-cov\)](https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/middle-east-respiratory-syndrome-coronavirus-(mers-cov))
- WHO. (2020a). WHO | SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome). Retrieved 22nd March 2020, from WHO website: <https://www.who.int/ith/diseases/sars/en/>
- WHO. (2020b). Ebola virus disease. Retrieved 22nd March 2020, from <https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/ebola-virus-disease>

# 付表 1

2007年から2008年の間にかけて日本税関によって差し止められたうち、種名表記のあった44種（合計510匹）のリスト

和名	学名	ワシントン条約附属書*	押収個体数	最低推定価格 (日本円)	最高推定価格 (日本円)
爬虫類					
シナワニトカゲ	<i>Shinisaurus crocodilurus</i>	I, II	134	54,000	128,000
ヨツメイシガメ	<i>Sacalia quadriocellata</i>	II, III	38	26,800	95,000
マダラスナボア	<i>Eryx miliaris</i>	II	30	—	—
マレーハコガメ	<i>Cuora amboinensis</i>	II	21	12,000	28,000
スッポンモドキ	<i>Carettochelys insculpta</i>	II	18	19,800	398,000
ヒラセガメ	<i>Cuora mouhotii</i>	II	17	50,000	140,000
ミナミイシガメ	<i>Mauremys mutica</i>	II	15	3,218	9,800
スペングラーヤマガメ	<i>Geoemyda spengleri</i>	II	9	19,900	55,000
ヒラタヤマガメ	<i>Heosemys depressa</i>	II	8	98,000	398,000
ジャノメイシガメ	<i>Sacalia bealei</i>	II, III	7	—	—
ミドリニシキヘビ	<i>Morelia viridis</i>	II	7	18,000	69,800
カロリナハコガメ	<i>Terrapene carolina</i>	II	6	48,000	130,000
ハミルトンクサガメ	<i>Geoclemys hamiltonii</i>	I	6	69,800	328,000
クサガメ	<i>Mauremys reevesii</i>	III	6	1,000	2,800
コガネオオトカゲ	<i>Varanus melinus</i>	II	6	44,800	128,000
ヒジリガメ	<i>Heosemys annandalii</i>	II	6	9,800	38,000
インドホシガメ	<i>Geochelone elegans</i>	II	5	—	—
アオホソオオトカゲ	<i>Varanus macraei</i>	II	4	94,500	198,000
ケツメリクガメ	<i>Geochelone sulcata</i>	II	4	14,000	98,000
ミドリホソオオトカゲ	<i>Varanus prasinus</i>	II	3	49,800	105,840
マダガスカルホシガメ	<i>Astrochelys radiata</i>	I	3	598,000	2,800,000
ヨジリオオトカゲ	<i>Varanus timorensis</i>	II	2	19,800	22,800
セマルハコガメ	<i>Cuora flavomarginata</i>	II	2	19,800	100,000
グリーンイグアナ	<i>Iguana iguana</i>	II	2	—	—

和名	学名	ワシントン条約附属書*	押収個体数	最低推定価格 (日本円)	最高推定価格 (日本円)
コルデンシスツリーモニター	<i>Varanus kordensis</i>	II	2	49,800	118,000
ミスジハコガメ	<i>Cuora trifasciata</i>	II	1	289,000	328,000
インプレッサームツアシ	<i>Manouria impressa</i>	II	1	—	—
<b>哺乳類</b>					
ピグミースローロリス	<i>Nycticebus pygmaeus</i>	I, II	94	680,000	1,100,000
コツメカワウソ	<i>Aonyx cinereus</i>	II	12	800,000	1,620,000
コモンマーモセット	<i>Callithrix jacchus</i>	II	6	298,000	398,000
スンダスローロリス	<i>Nycticebus coucang</i>	I	4	680,000	1,800,000
ワタボウシタマリン	<i>Saguinus oedipus</i>	I	1	1,800,000	2,500,000
ピグミーマーモセット	<i>Callithrix pygmaea</i>	II	1	780,000	980,000
フェネックギツネ	<i>Vulpes zerda</i>	II	1	—	—
ビントロング	<i>Arctictis binturong</i>	II	1	1,200,000	2,000,000
アカテタマリン	<i>Saguinus midas</i>	II	1	598,000	1,000,000
<b>鳥類</b>					
インドコキンメフクロウ	<i>Athene brama</i>	II	12	220,000	320,000
インドオオコノハズク	<i>Otus bakkamoena</i>	II	2	99,800	320,000
オオスズメフクロウ	<i>Glaucidium cuculoides</i>	II	2	198,000	300,000
カワリクマタカ	<i>Spizaetus cirrhatus</i>	II	1	1,980,000	1,980,000
オオフクロウ	<i>Strix leptogrammica</i>	II	1	200,000	680,000
<b>昆虫類</b>					
サタンオオカブト	<i>Dynastes satanas</i>	II	4	11,800	49,000
<b>両生類</b>					
メキシコサンショウウオ	<i>Ambystoma mexicanum</i>	II	2	2,074	2,800
<b>魚類</b>					
アジアアロワナ	<i>Scleropages formosus</i>	I	2	—	—

\* 調査対象期間にいくつかの種が異なるワシントン条約附属書に掲載されていたことに留意。最低・最高推定市場価格は2014年～2018年にかけて押収された個体について確認をおこなった（円）



# 付表 2

2007年から2019年8月に日本国外で報告された日本の関与を示唆するエキゾチックペットの押収（参照：メディア報道）

No. <sup>16</sup>	事件発生日	摘発した国	押収された種			摘発場所→目的地 容疑者／摘発後
			和名	学名	個体数	
1	24/02/2007	タイ	スローロリス	<i>Nycticebus</i> spp.	23	スワンナプーム国際空港→成田国際空港 日本人男性／逮捕前に失踪
2	15/02/2008	アルゼンチン	カブトムシ	Dynastinae	約100	ブエノスアイレス国際空港→東京 日本人昆虫販売店経営者（41）、アルゼンチン人夫婦関与／起訴
3	19/09/2008	オーストラリア	トカゲ	Squamata	2	フリーマントル港 日本人男性3名（29/37/43）／逮捕
4	01/09/2009	オーストラリア	マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	14	パース国際空港→シンガポール 日本人男性（34）／起訴
5	02/10/2009	インドネシア	ジャワクマタカ	<i>Nisaetus bartelsi</i>	1	ングラ・ライ国際空港→関西国際空港 日本人男性2名（33/36）を含む、4名／逮捕
			タカ他	Accipitridae	15	
6	22/10/2012	オーストラリア	マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	9	パース国際空港 日本人男性（36）／有罪判決（懲役6月、罰金3千オーストラリアドル）
7	22/01/2013	タイ	コツメカワウソ	<i>Aonyx cinerea</i>	5	スワンナプーム国際空港 日本人／逮捕前に失踪
			ビロードカワウソ	<i>Lutrogale perspicillata</i>	6	
8	03/10/2013	オーストラリア	マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	28	パース国際空港 日本人男性2名（33/38）／有罪判決（懲役6月執行猶予付き／懲役最低7月、最高12月）
			フトアゴヒゲトカゲ	<i>Pogona</i> spp.	1	
			トカゲ	Squamata	1	
9	20/02/2015	タイ	スッポンモドキ	<i>Carettochelys insculpta</i>	110	スワンナプーム国際空港→名古屋 日本人男性2名（39/39）／逮捕
			ウッドチャック	<i>Marmota monax</i>	4	
			ヘビ	Serpentes	21	
			ヤモリ	Gekkota	9	
10	20/06/2015	インド	ヘビ	Serpentes	不明	コーチン国際空港 日本人2名（21/24）／有罪判決（懲役1年、罰金4万5千ランド）
			カメ	Testudines		
			サソリ	Scorpiones		
			カメレオン	Chamaeleonidae		
			クモ	Arachnida		
			昆虫	Coleoptera		
			ムカデ	Chilopoda		
11	28/01/2016	フィリピン	メガネザル	Tarsiidae	11	ニノイ・アキノ国際空港→日本（国際郵便） フィリピン人空港職員／告発（日本人に国際郵便を密輸する手助けをした容疑）
			オオトカゲ	<i>Varanidae</i> spp.	11	
			ホカケトカゲ	<i>Hydrosaurus</i> spp.	8	
			ナミヘビ	Colubridae	5	
			ミズヘビ	<i>Homalopsidae</i> spp.	6	
			コノハズク	<i>Otus</i> spp.	3	
			ワシミミズク	<i>Bubo</i> spp.	3	

No. <sup>16</sup>	事件発生日	摘発した国	押収された種			摘発場所→目的地 容疑者／摘発後
			和名	学名	個体数	
12	22/11/2016	タイ	カメ	Testudines	32	スワンナプーム国際空港→成田国際空港 日本人女性（44）／逮捕
			ミズオオトカゲ	<i>Varanus salvator</i>	8	
			シナワニトカゲ	<i>Shinisaurus crocodilurus</i>	15	
13	20/01/2017	ニューカレドニア	ヤモリ	Gekkota	79	ニューカレドニア南部 日本人男性／有罪判決（罰金80万フラン）
14	26/02/2017	タイ	カワウソ	Lutrinae	12	ドンムアン空港→成田国際空港 日本人男性（57）／逮捕
			フクロウ	Strigiformes	5	
			ハヤブサ	<i>Falco</i> spp.	3	
15	16/05/2017	インドネシア	マレーアカニシキヘビ	<i>Python brongersmai</i>	33	スカルノハッタ国際空港→羽田空港 日本人男性／逮捕
			ヘビ	Serpentes	19	
			ミドリニシキヘビ	<i>Morelia viridis</i>	3	
			トカゲ	Squamata	10	
			ボルネオミミナシトカゲ	<i>Lanthanotus borneensis</i>	4	
			アオジタトカゲ	<i>Tiliqua</i> spp.	42	
			アカメカブトトカゲ	<i>Tribolonotus gracilis</i>	65	
			オオトカゲ	<i>Varanidae</i> spp.	69	
			スッポンモドキ	<i>Carettochelys insculpta</i>	1	
ノコヘリマルガメ	<i>Cyclemys dentata</i>	6				
16	24/05/2017	オーストラリア	マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	13	パース国際空港 日本人男性／有罪判決（罰金1万オーストラリアドル）
17	11/06/2017	タイ	コツメカワウソ	<i>Aonyx cinerea</i>	10	スワンナプーム国際空港→成田国際空港 日本人男性（42）／逮捕
18	07/09/2017	タイ	フェネック	<i>Vulpes zerda</i>	2	スワンナプーム国際空港→羽田空港 日本人男性（53）／逮捕
			トビネズミ	Dipodidae	4	
19	29/10/2017	タイ	カワウソ	Lutrinae	10	ドンムアン空港→成田国際空港 日本人女性（22）／逮捕
20	24/11/2017	南アフリカ	アルマジロトカゲ	<i>Ouroborus cataphractus</i>	48	西ケープ州 日本人男性／有罪判決（懲役13年または罰金100万ランド）
21	29/12/2017	南アフリカ	アルマジロトカゲ	<i>Ouroborus cataphractus</i>	5	西ケープ州 日本人男性／有罪判決（懲役6年または罰金30万ランド）
22	29/05/2018	インドネシア	ミドリニシキヘビ	<i>Morelia viridis</i>	46	スカルノハッタ国際空港 日本人男性／逮捕
			ミドリホソオオトカゲ	<i>Varanus prasinus</i>	8	
			アオホソオオトカゲ	<i>Varanus macraei</i>	1	
23	14/06/2018	ベネズエラ	クワガタ	Lucanidae	合計 158頭	シモン・ボリバル国際空港→トルコ 日本人昆虫販売店経営（47）／逮捕
			カブトムシ	Dynastinae		
24	18/09/2018	インドネシア	アカメカブトトカゲ	<i>Tribolonotus gracilis</i>	合計52	スカルノハッタ国際空港→東京 日本人男性（77）／逮捕
			アオジタトカゲ	<i>Tiliqua</i> spp.		
			ヤモリ	Gekkota		

No. <sup>16</sup>	事件発生日	摘発した国	押収された種			摘発場所→目的地 容疑者／摘発後
			和名	学名	個体数	
25	08/11/2018	オーストラリア	マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	6	パース国際空港→香港 日本人(45) / 有罪判決(詳細不明)
26	05/02/2019	オーストラリア	マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	10	シドニー空港 日本人男性(46) / 逮捕
27	23/04/2019	オーストラリア	マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	17	メルボルン空港 日本人女性(27) / 有罪判決(懲役4月)
			アオジタトカゲ	<i>Tiliqua spp.</i>	2	
28	05/06/2019	オーストラリア	マツカサトカゲ	<i>Tiliqua rugosa</i>	13	パース国際空港→シンガポール/マレーシア 日本人男性2名(51/28) / 有罪判決(それぞれ懲役2月~5月)

<sup>16</sup> References : case 1 ; 東京新聞 28/ 2/2007 「スローロリス密輸をタイ空港で摘発、容疑者の日本人逃走」。 2 ; 朝日新聞 22/ 3/2008 「カブトムシ密輸 邦人に密輸未遂容疑」。 3 ; 読売新聞 20/ 9/2008 「豪州のトカゲ密輸容疑 名古屋出身の男ら3人逮捕」。 4 ; Customs and Border Protection media release 2/ 9/2009 "Customs and Border Protection socks it to lizard smuggler". 5 ; 朝日新聞 22/10/2009「希少種の鳥密輸未遂 日本人ら4人逮捕」, ProFauna press release 3/10/2009 "Government of Bali and ProFauna Indonesia Arrested International Wildlife Syndicate". 6 ; Japan Today 26/10/2012 "Japanese man arrested for attempting to smuggle 9 lizards out of Australia" <https://japantoday.com/category/crime/japanese-man-arrested-for-attempting-to-smuggle-9-lizards-out-of-australia>. 7 ; IUCN Otter Specialist Group Bulletin 30 (1) January 2013 "Seizure of Live Otters in Bangkok Airport, Thailand". 8 ; Customs and Border Protection joint media release 3/10/2013 "Thirty lizards seized at Perth International Airport", 西日本新聞 3/10/2013 「希少トカゲ密輸で邦人逮捕 一匹70万円の価値」, The Australian 3/10/2013 "Japanese men charged for WA lizard smuggling". 9 ; 産経ニュース 20/ 2/2015 「スッポンモドキ110匹など密輸容疑 タイの空港で日本人2人逮捕」, 日本経済新聞21/ 2/2015 「カメなど無許可持ち出し疑い タイの空港、2邦人逮捕」, Daily Mail Online 20/ 2/2015 "Two Japanese men arrested trying to smuggle exotic animals from Thailand in their suitcases" <https://www.dailymail.co.uk/news/article-2961579/That-s-lot-excess-baggage-Two-Japanese-men-arrested-Thai-customs-trying-smuggle-110-turtles-four-woodchuck-21-snakes-nine-geckos-country-suitcases.html>. 10 ; FNN News 26/ 6/2015 「インド・ケララ州でヘビやカメを密輸しようとした日本人2人逮捕」, Times of India 4/12/2015 "Japanese duo sentenced to one year imprisonment in Kerala for smuggling reptiles". 11 ; Philippines Lifestyle News 2/2/2016 "Manila airport worker arrested for smuggling rare animals to Japan" <https://philippineslifestyle.com/manila-airport-worker-arrested-for-smuggling-rare-animals-to-japan/>, The Philippines Star 30/ 1/2016 "Tarsiers, snakes held at NAI". 12 ; タイあげニュース 23/11/2016 「タイ・スワンナプーム空港で、日本人女性を野生動物の密輸容疑で逮捕」, Jiji.com 23/11/2016 「日本人の女逮捕=野生動物密輸の疑い—タイ」, News tv Asahi 23/11/2016 「55匹の爬虫類がスーツケースに…乳児連れの女逮捕」. 13 ; franceinfo. 26/ 1/2018 "Le Japonais trafiquant de geckos devra d'bourser 7,8 millions CFP" <https://la1ere.francetvinfo.fr/nouvelcaledonie/japonais-trafiquant-geckos-devra-debourser-78-millions-cfp-553137.html>, 14 ; 産経ニュース28/ 2/2017 「カワウソやフクロウをスーツケースに タイの空港、動物密輸疑いで邦人逮捕」 <https://www.sankei.com/world/news/170519/wor1705190010-n1.html>. 15 ; Kyodo News+ 18/ 5/2017 "Japanese man arrested in Indonesia for smuggling hundreds of reptiles" <https://english.kyodonews.net/news/2017/05/8327b814552e-japanese-arrested-in-indonesia-for-smuggling-hundreds-of-reptiles.html>, New York Post 18/ 5/2017 "Wildlife-smuggling kingpin busted at airport". 16 ; Perth Now 26/ 5/2017 "Man arrested at Perth Airport trying to smuggle bobtail lizards to Japan" <https://www.perthnow.com.au/news/wa/man-arrested-at-perth-airport-trying-to-smuggle-bobtail-lizards-to-japan-ng-a97e4daf4555258a77000fca0e47d521>. 17 ; newsclip.be 13/ 6/2017 「かばんにカワウソ10匹、バンコク空港で日本人男逮捕」. 18 ; SANSPO.com 8/ 9/2017 「キツネ密輸で日本人逮捕 タイ当局が明かす」, newsclip.be 11/ 9/2017 「生きた動物の密輸 関る バンコク空港で日本人男逮捕」 <http://www.newsclip.be/article/2017/09/11/34068.html>, Bangkok Post 8/ 9/2017 "Japanese smuggler arrested, six 'exotic pets' seized" <https://www.bangkokpost.com/thailand/general/1320907/japanese-smuggler-arrested-six-exotic-pets-seized>. 19 ; テレ朝news 31/10/2017 「カワウソ10匹密輸しようとして…「可哀想と」女子大学生」、NHK NEWS WEB 1/11/2017 「生きたカワウソ10匹密輸か 邦人女子大学生逮捕 タイ」, the Japan Times 1/11/2017 "Japanese woman arrested in Thailand for alleged attempt to smuggle protected baby otters" <https://www.japantimes.co.jp/news/2017/11/01/national/crime-legal/japanese-woman-22-arrested-thailand-alleged-attempt-smuggle-protected-baby-otters/#.XmoE9aj7Ryw>. 20 ; 朝日デジタル 29/ 5/2018 「日本人の男、南アで有罪判決 アルマジロトカゲ違法所持」 <https://www.asahi.com/articles/ASL5YOCT8L5XUHB102G.html>. 21 ; Sunday Times 25/ 5/2018 "Scales of justice come down heavily against foreign lizard poachers" <https://www.timeslive.co.za/news/sci-tech/2018-05-25-scales-of-justice-come-down-heavily-against-foreign-lizard-poachers/>. 22 ; Tangerang online 31/ 5/2018 "Petugas Avsec Gagalkan Penyelundupan Ular dan Kadal Langka di Bandara Soetta" <https://tangerangonline.id/2018/05/31/petugas-avsec-gagalkan-penyelundupan-ular-dan-kadal-langka-di-bandara-soetta/>. 23 ; 朝日新聞デジタル 7/ 7/2018 「クワガタなど158匹密輸容疑 ベネズエラで日本人逮捕」 <https://www.asahi.com/articles/ASL771W0BL77UHB1002.html>, Vargas es Noticia 16/ 6/2018 <https://www.vargasesnoticia.com/japones-es-aprehendido-con-158-coleopteros-en-el-aeropuerto-de-maiquetia/>. 24 ; TEMPO.CO 20/ 9/2018 "Airport Security Foils Japanese Man Attempt to Smuggle 52 Lizards" <https://en.tempo.co/read/921833/airport-security-foils-japanese-man-attempt-to-smuggle-52-lizards>. 25 ; Perth Now 21/12/2018 "Japanese tourist Kozo Akasaka jailed for attempting to smuggle bobtail lizards" <https://www.perthnow.com.au/news/court-justice/japanese-tourist-kozo-akasaka-jailed-for-attempting-to-smuggle-bobtail-lizards-ng-b881057915z>, 産経ニュース 9/11/2018 「トカゲ密輸の疑い 豪州で邦人逮捕 餌も水も与えず…」 <https://www.sankei.com/photo/daily/news/181109/dly1811090008-n1.html>, 日刊スポーツ 9/11/2018 「トカゲ密輸疑いで邦人逮捕 豪国境警備隊」. 26 ; Australian Border Force press release 6/ 2/2019 "10 native lizards found in passenger's luggage at Sydney Airport" <https://newsroom.abf.gov.au/channels/NEWS/releases/10-native-lizards-found-in-passenger-s-luggage-at-sydney-airport>. 27 ; 7 news 24/ 4/2019 "Lizards in luggage : Woman accused of trying to smuggle 19 native, live reptiles" <https://7news.com.au/news/woman-caught-with-19-native-lizards-in-luggage-at-melbourne-airport-c-75156>, Buzz Plus News 28/ 4/2019 「【炎上】?本??性の知花茜容疑者がトカゲ密輸失敗で逮捕/ 海外マスコミが猛烈批判「?撮り好きな?本??の冷?な悪?だ」」 <https://buzz-plus.com/article/2019/04/28/japanese-women-arrested-smuggling/>, the Carnbera Times 24/ 4/2019 "Japanese woman held at Australian airport allegedly had 19 lizards in her suitcase" <https://www.canberratimes.com.au/story/6088084/japanese-woman-held-at-australian-airport-allegedly-had-19-lizards-in-her-suitcase/>. 28 ; 日経新聞 8/ 6/2019 「トカゲ持ち出し 2邦人逮捕 豪、密輸組織の一員か」 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ045860620Y9A600C1CC0000/>, the Japan Times 30/ 7/2019 "Two Japanese lizard smugglers get prison time in Australia" <https://www.japantimes.com.jp/news/2019/07/30/national/crime-legal/two-japanese-lizard-smugglers-get-prison-time-australia/#.XmpPg6j7Ryw>, Perth Now 5/ 8/2019 "Japanese men who attempted to smuggle bobtail lizards deported and banned for three years", the Mainichi 29/ 7/2019 "2 Japanese lizard smugglers get jail time in Australia".



# 写真クレジット

特別記載がない限り、写真はCreative Commons 2.0 non-attributionのライセンスを使用。

PAGE NUMBER	INFO AND COPYRIGHT
Cover	Two Slow Loris <i>Nycticebus coucang</i> for sale. Rob Webster / WWF
3-4	Fruit Bat <i>Artibeus toltecus</i> . Chris Martin Bahr / WWF
8	Black-tufted Marmoset <i>Callithrix penicillata</i> . Non-attribution
9 (left to right)	Non-attribution, Southern Lesser Bushbaby <i>Galago moholi</i> . Martin Harvey / WWF, <i>Theraphosidae</i> spp. Non-attribution
18	Indian Scops Owl <i>Otus bakkamoena</i> . WWF-Canon / Roger HOOPER
21	Indian Starred tortoise <i>Geochelone elegans</i> . David Lawson / WWF-UK
25	Asian Small-clawed Otter <i>Aonyx cinereus</i> . TRAFFIC
27	Animals for sale at a pet fair in Japan. TRAFFIC
40	Common Marmoset <i>Callithrix jacchus</i> . TRAFFIC
41	Ryukyu Black-breasted Leaf Turtle <i>Geoemyda japonica</i> . TRAFFIC
43	Armadillo Girdled Lizard <i>Ouroborus cataphractus</i> for sale. TRAFFIC
49	Tortoises for sale (including African Spurred Tortoise <i>Centrochelys sulcata</i> ). TRAFFIC
64	Green Tree Python <i>Morelia viridis</i> . TRAFFIC

種名	グリーンパイソン ビョク
性別	♂ / ♀ / 不明
最大全長	約 200 cm
原産/産出国	WC
入荷日/備考	2019
価格	¥ 68,000-



TRAFFICは、野生生物の取引監視ネットワークとして、生物多様性の保全と持続可能な発展のために国際的に活動する世界有数のNGOです。

TRAFFIC

ジャパンオフィス

〒108-0073

東京都港区三田 1 - 4 - 28

三田国際ビル 3階

WWFジャパン内

TEL : 03-3769-1716

E-mail : TEASjapan@traffic.org

Website : www.traffic.org

**TRAFFIC**  
the wildlife trade monitoring network



TRAFFIC is grateful to the Rufford Foundation for their financial support towards the production of this report.